4-1 北海道緊急輸送ネットワーク計画(平成28年7月)

1. 緊急輸送道路により連絡する防災拠点一覧

拠点種別	施設区分	施設名称
地方公共団体	市役所	室蘭市役所
	振興局	胆振総合振興局
	保健所	室蘭保健所
	警察署	室蘭警察署
	消防署	室蘭市消防本部
指定地方行政機関	開発建設部	室蘭道路事務所
	その他庁舎	室蘭港湾事務所
自衛隊	自衛隊ヘリポート	室蘭市入江運動公園(ヘリ)
	自衛隊ヘリポート	新日鉄住金中島グラウンド (ヘリ)
	自衛隊ヘリポート	八丁平 (ヘリ)
指定公共機関	東日本電信電話㈱北海道事	㈱NTT 東日本-北海道 室蘭支店
	業部	
	日本放送協会札幌放送局	NHK 室蘭放送局
	東日本高速道路㈱北海道支	東日本高速道路㈱室蘭管理事務所
	社	
	北海道電力㈱	北海道電力室蘭支店
指定地方公共機関	ガス会社	室蘭ガス
備蓄集積拠点	港湾、漁港	室蘭港
	港湾、漁港	追直漁港
	駅前広場等	東室蘭駅前広場
	物流拠点	室蘭トラック事業協同組合
	道路防災拠点	室蘭 I.C
	道路防災拠点	道の駅 みたら室蘭
災害医療拠点	総合病院等	市立室蘭総合病院(地域災害医療センタ
		—)
	総合病院等	医療法人日鋼記念病院 (地域災害医療セン
		ター)
広域避難地	都市公園	室蘭市入江運動公園

2. 緊急輸送道路

機能区分は以下の3つに区分する

(1). 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

(2). 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、物資集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路

(3). 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

緊急輸送道路一覧

機能 区分	道路情報	路線番号	路線名
1次	国道一部	3 6	
1次	国道全部	3 7	(白鳥大橋含む)
1次	道道全部	1 1 2 7	室蘭インター線
1次	市道一部	室蘭市	日鋼病院通線
1次	市道全部	室蘭市	東町2丁目4条通線
1次	市道全部	室蘭市	中央町3丁目3条通線
1次	市道全部	室蘭市	中央埠頭通線
1次	市道全部	室蘭市	入江町3号通線
1次	市道一部	室蘭市	中央・舟見通線
1次	市道一部	室蘭市	東支所通線
1次	港湾道一部	室蘭市	入江中央線
1次	港湾道一部	室蘭市	入江3号
1次	港湾道全部	室蘭市	入江幹線
1次	港湾道全部	室蘭市	フェリー埠頭通線

機能 区分	道路情報	路線番号	路線名
2次	道道一部	1 1 0 7	室蘭環状線
2次	市道一部	室蘭市	市場北通線
2次	市道全部	室蘭市	室蘭駅前通線
2次	市道一部	室蘭市	東大通線
2次	市道一部	室蘭市	東口通線
2次	港湾道一部	室蘭市	祝津・絵鞆線
3次	道道一部	1 1 0 7	室蘭環状線
3次	市道一部	室蘭市	市場通線
3次	市道一部	室蘭市	中島本町1丁目
			2号通線

5-1 室蘭市の気象の月別平年値

		<u> </u>					,				
		oa)		降水量(mm)							
要素	現地	海面	合計				各階級	の日数			
	平均	平均		≥0.0 mm	≥0.5 mm	≧1 mm	≧10 mm	≧30 mm	≧50 mm	≧70 mm	$\geq 100 \mathrm{mm}$
統計	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981
期間	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010
年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	1007.1	1013.4	54. 9	29.4	17.9	12.5	1.0	0.2	0.0	0.0	0.0
2月	1007.5	1013.8	43.0	25. 5	14. 1	9.3	1.0	0. 1	0.0	0.0	0.0
3 月	1007.8	1014. 1	48.2	23.9	13.0	9.4	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
4月	1007. 2	1013.3	75. 1	17.7	10.5	7.8	2. 5	0.5	0. 1	0.0	0.0
5月	1005.4	1011.5	101.3	19.3	11.2	9. 1	3. 2	0.9	0.2	0. 1	0.0
6月	1004.1	1010. 1	107. 5	20.6	10.9	8.6	3. 3	1.0	0.3	0. 1	0.0
7月	1003.3	1009. 2	165. 1	22.5	13. 1	11. 1	4. 9	1. 7	0.7	0.2	0.0
8月	1004.7	1010.5	192.8	20.5	12.9	11.0	5. 0	2.0	1. 1	0.5	0.1
9月	1007.6	1013.5	164. 4	17.4	11.5	10.2	4.6	1.8	0.9	0.3	0.1
10 月	1009.7	1015.8	93.0	19.7	12.2	10.5	2. 7	0.7	0.2	0. 1	0.0
11月	1009.9	1016.0	75. 2	24.0	16.2	12. 2	2.0	0.2	0. 1	0.0	0.0
12 月	1008. 2	1014. 5	64.4	28. 3	17.3	12. 2	1. 5	0. 2	0. 1	0.0	0.0
年	1006.9	1013.0	1184.8	268. 9	160.8	123.8	33. 2	9. 3	3. 6	1. 2	0.3

					\$	〔温(℃)					
要素	₩.	目。古	E.Irr.	各階級の	日数(平均)	各階級の目	数(最低)		各階級の日	数 (最高)	
	平均	最高	最低	<0.0℃	≧25°C	<0.0℃	≧25°C	<0.0℃	≧25°C	≧30°C	≧35°C
統計	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981
期間	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010
年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	-2.0	0.3	-4.2	23. 3	0.0	29. 2	0.0	14. 1	0.0	0.0	0.0
2月	-1.9	0.5	-4.1	21.5	0.0	26. 5	0.0	12.2	0.0	0.0	0.0
3月	0.9	3. 9	-1.5	10.7	0.0	22. 1	0.0	3.2	0.0	0.0	0.0
4月	5.8	9. 5	2.9	0.2	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5月	10.2	14. 3	7. 2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
6月	14.0	17.5	11.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
7月	17.9	20.9	15.8	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	5. 1	0.0	0.0
8月	20.5	23.4	18.5	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.4	0.0
9月	18.0	21. 1	15. 4	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	2. 1	0.0	0.0
10 月	12.6	15. 7	9.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11月	6.1	8. 9	3.3	2. 1	0.0	5.6	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0
12 月	0.5	2. 9	-1.8	13.9	0.0	22.7	0.0	6.4	0.0	0.0	0.0
年	8.6	11.6	6.0	71.8	1. 1	108. 5	0.0	36. 5	18. 2	0.5	0.0

室蘭市の気象の月別平年値

土則川	至東川の気象の月別平平恒										
	気圧	相対湿 度		風向・風速 (m/s) 日照時間							
田丰	(hpa)	(%)									
要素				最多		各階級	の日数			各階級	の日数
	平均	平均	平均	風向	≧10m/s	≧15m/s	≧20m/s	≧30m/s	合計	不照	日照率 ≧40%
統計	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981
期間	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010
年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	3.8	70	5.8	北西	13. 2	2. 2	0.1	0.0	89.7	3.0	10.0
2月	3. 9	71	5. 2	北西	9. 5	0. 9	0.0	0.0	121. 9	2.3	14. 2
3 月	4.8	72	4. 9	北西	8.9	1. 4	0.1	0.0	181.6	3. 2	19.8
4月	6.9	75	4. 5	北西	6.8	0.4	0.0	0.0	194. 2	4.6	18.4
5月	9.8	79	4. 2	北西	5. 1	0.1	0.0	0.0	194. 1	6.0	16.6
6月	13. 9	87	3. 7	東北東	1.7	0.0	0.0	0.0	156. 5	7.3	12.5
7月	18. 5	90	3. 7	東北東	1.6	0.1	0.0	0.0	128.0	8.7	10.6
8月	21. 5	88	3. 5	北西	1.5	0. 1	0.0	0.0	143.0	7. 9	12.5
9月	16. 9	81	4.0	東北東	4.0	0.5	0.1	0.0	167.8	5.3	16. 9
10 月	10. 9	72	4. 7	北西	8.5	1. 1	0.1	0.0	170. 2	2.7	19. 1
11月	6.9	69	5. 7	北西	13.6	2. 7	0.3	0.0	105.0	3.6	12. 1
12 月	4.6	69	6.0	北西	15. 4	2. 9	0.1	0.0	74.4	3. 5	8.1
年	10. 2	77	4. 7	北西	89.9	12.3	0.9	0.0	1725. 2	58. 4	171.0

		雪								重	量	-	大気現象	3
					(CM)							ĺ	/ () () L 3	
要素	降雪の	の深さ	積雪の深さ		各階級	の日数	(日最深	積雪)		平均	各階 級の 日数	雪日数	霧日数	雷日数
	合計	最大	最大	≧0cm	≧5cm	≧ 10cm	≧ 20cm	≧ 50cm	≧ 100cm		<1.5	日奴	日奴	口奴
統計	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981
期間	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010
年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	65	13	19	28.0	16. 7	9.6	4.0	0.0	0.0	7.8	0.3	28.7	0.0	0.2
2月	56	11	21	25.4	19. 4	14. 0	5.9	0.0	0.0	7.3	0.2	24. 9	0.4	0.1
3 月	36	10	16	17.2	9. 2	5. 6	2.9	0.0	0.0	6.5	2. 1	20.2	0.8	0. 1
4月	8	5	5	2.3	1. 0	0.5	0.2	0.0	0.0	6.3	2.6	4.8	4. 1	0.2
5月	_	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.9	2.5	0.1	7. 2	0.6
6月	-	-	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	1.3	0.0	9.8	0.8
7月	_	ı	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.4	0.6	0.0	9. 9	1.0
8月	_	1	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.8	1.3	0.0	6. 5	1.5
9月	_	-	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6. 7	2.4	0.0	1. 0	1.0
10月	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0	2.6	0.7	0. 1	1. 9
11月	8	3	3	4.8	0. 5	0.1	0.0	0.0	0.0	7. 2	1.1	11.0	0. 1	1.0
12月	38	9	10	19.0	5. 7	1.8	0.3	0.0	0.0	8. 1	0.4	24. 1	0.0	0.2
年	211	19	26	96. 7	52. 3	31. 7	13. 3	0.0	0.0	7.2	17. 3	114. 3	39.9	8.4

5-2 気象庁震度階級関連解説表(気象庁 HP)

(本編掲載の人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況を除く)

● 木造建物(住宅)の状況

震度		木造建物(住宅)
階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	_	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	_	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみ られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾く ものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くな る。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度	鉄筋コンク	リート造建
階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	_	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀
37虫		裂が入ることがある。
	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることが	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀
6弱	ある。	裂が多くなる。
	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや×状の
6強	裂が多くなる。	ひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階ある
0 124		いは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや×状の
7	裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形	ひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階
	し、まれに傾くものがある。	の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂や液状化が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある。
り田		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩 壊が発生することがある。

(注 1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(注 2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、 地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上が る、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

(注3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガスの供給の停止	安全装置のあるガスメーター (マイコンメーター) では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガス供給を停止する。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道 路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、 運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。(安全確認 のための基準は、事業者や地域によって異なる)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れ強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害発生時に、通信事業者により災害伝言ダイヤルや災害伝言坂などの提供が行われる。
エレベータの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全の ため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある

(注1) 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6-1 災害救助法施行令

(昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号)

最終改正:平成三十年十二月二十八日政令第三百五十九号

- 第一条 <u>災害救助法</u> (昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。) <u>第二条</u> に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。
- 一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(<u>地方自治法</u> (昭和二十二年法律第六十七号) <u>第二百</u> <u>五十二条の十九第一項</u> の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。 以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ 別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞ れ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ 別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである 等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家 が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は 半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住す ることができない状態となった世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表第1

75 1 25 7 10 2	
市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上	40
15,000 人未満	40
15,000 人以上	50
30,000 人未満	30
30,000 人以上	60
50,000 人未満	00
50,000 人以上	80
100,000 人未満	80
100,000 人以上	100
300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

別表第2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上	1,500
2,000,000 人未満	1, 500
2,00,000 人以上	2,000
3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

別表第3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	15
5,000 人以上	20
15,000 人未満	20
15,000 人以上	25
30,000 人未満	25
30,000 人以上	30
50,000 人未満	30
50,000 人以上	40
100,000 人未満	40
100,000 人以上	50
300,000 人未満	50
300,000 人以上	75

別表第4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	5, 000
1,000,000 人以上	7,000
2,000,000 人未満	7,000
2,00,000 人以上	0.000
3,000,000 人未満	9, 000
3,000,000 人以上	12,000

6-2 災害救助法による救助の実施について(抜粋)

昭和 40 年 5 月 11 日 社施第 99 号 厚生省社会局長通知

- 第10 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項 救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。
 - 1 救助の種目別物資受払状況 (様式6)
 - 2 避難所設置及び収容状況 (様式7)
 - 3 応急仮設住宅台帳(様式8)
 - 4 炊出し給与状況(様式9)
 - 5 飲料水の供給簿(様式10)
 - 6 物資の給与状況 (様式11)
 - 7 救護班活動状況(様式12)
 - 8 病院診療所医療実施状況(様式13)
 - 9 助産台帳(様式14)
 - 10 被災者救出状況記録簿(様式15)
 - 11 住宅応急修理記録簿(様式16)
 - 12 生業資金貸付台帳(様式17)
 - 13 学用品の給与状況 (様式18)
 - 14 埋葬台帳 (様式19)
 - 15 死体処理台帳(様式20)
 - 16 障害物除去の状況 (様式21)
 - 17 輸送記録簿 (様式22)
 - 18 令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況(様式23)
 - 19 令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況(様式24)
 - 20 扶助金の支給状況 (様式25)
 - 21 損失補償の状況 (様式26)
 - 22 法第34条の補償費の状況 (様式27)
 - 23 法第35条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
	河川	国、道、市	堤防、護岸、水制、床止等	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上 市施行 1 カ所 60 万円以上	標準税収入 と対比して 算定する。
	海岸	IJ	堤防、護岸、突堤等	n .	II
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上	II
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防潮堤を 含む)	道施行 1 カ所 120 万円以上	II
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施 設、擁壁、ダム等	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上	II
公共土木施設災害	急傾斜地 崩壊防止 施設	IJ	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁 壁、排水施設等	n	n
復旧事業 国庫負担 法	道路	国、道、市	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上 市施行 1 カ所 60 万円以上	n
	港湾	国、管理組合、市	水域施設(航路、泊地、船だまり) 外郭施設(防波堤、水門、堤防) 係留施設(岸壁、浮標)、臨港交通 施設等	国施行1カ所500万円以上 管理組合施行1カ所120万円以上 市施行1カ所60万円以上	n
	漁港	国、道、市	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行 1 カ所 500 万円以上 道施行 1 カ所 120 万円以上 市施行 1 カ所 60 万円以上	n
	下水道	道、市	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行 1 カ所 120 万円以上 市施行 1 カ所 60 万円以上	II
	公園等	II	都市公園及び特定地区公園(カントリーパーク)の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	II	II

適用法令	事業名	事業主体		対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
	農地	道、市、土地改良区等	農地	<u>t</u>	1 カ所 40 万円以上	5/10 (通常) 8/10、9/10 (高率該当 分)
農林水産	農業用施設	道、市、土地改良区等		F水路、ため池、頭首工、揚水 な、農業用道路、農地保全施設	n	6.5/10 (通 常)、9/10、 10/10 (高率 該当分)
業施設災事 業積助の 関国の 置する は は は は は は は は は は は は は	林業用施設	道、市、組合	林地	也荒廃防止施設・林道	5/10~ 6.5/10 (通 常)、7.5/10 ~10/10 (高 率後)	
	漁業用施設	道、組合	離片路水流	き漁場整備開発施設(消波堤、 ⇒堤、潜堤、護岸、道流堤、水 なは着定基質) 歩施設(水産業協同組合の維持 理に属する外郭施設、係留施設、 な施設)	6.5/10 (通常)、 10/10 (高率該当分)	
	共同利用 施設	組合	倉庫の他	軍、加工施設、共同作業場、そ 也	n	2/10
			事業実施	土地改良法第85条、第85条 の2、第85条の3、第87条 の2の規定に基づいて国が実 施している土地改良事業地 区 北海道が、土地改良法第89	1地区の復旧事業費(当該地区に おける1カ所の復旧事業費75万 円以上のものの合算額)が500万 円以上で、当該地区における当該 年度残事業費の100分の1を超え るもの。	
土地改良	農業用	開発局	地区	条の規定に基づき農林水産 大臣から工事の委任を受け て実施している土地改良事 業地区	1 カ所 75 万円以上	土地改良法 施行令第 52 条第 1 項第 3 号、第 4
法	施設		事業完	基本事業が完了したもので、 当該土地改良財産を土地改 良法第94条の規定に基づき 土地改良区等に委託を了し ていない地区	1 カ所 75 万円以上	項及び第6 項の規定に 基づき算定 する。
			了 地 区	基本事業が完了したもので、 当該土地改良財産を土地改 良法第94条の規定に基づき 土地改良区等に委託を了し た地区	・1 カ所概ね 2,000 万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧 事業として施行する必要なとき	

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫負担率
公営住宅 法	公営住宅	道、市	公営住宅	毎年国から示される	2/5~3/4
生活保護法	保護施設	市、社会福 祉法人、 日本赤十 字社	救護施設、更生施設、授産施設、 宿所提供施設	施設整備〜災害復旧費協議額1件 につき80万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	市、社会福 祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人 ホーム、軽費老人ホーム、老人 福祉センター等	施設整備〜災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2 または 1/3
	障害福祉 サービス 事業所 第 第 第		療養介護事業、生活介護事業、 自立訓練事業、就労移行支援事 業、就労継続支援事業を行うも の	施設整備〜災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2
障害者総合支援法	居宅介護 事業所、 短期入所、 共同生活業所、 所 事業活援 助事業支所、 相談策	きま施 等 と (社法人、 NPO 法法人人 (居宅介護事業所(居宅介護事業 所、重度訪問介護事業所、同行 援護事業所、行動援護事業所)、 短期入所事業所、共同生活援助 事業所、相談支援事業所	n	n
	障害者支 援施設	市、社会福祉法人等	障害者支援施設 "		11
売春防止 法	婦人保護 施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	施設整備〜災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫負担率
	児童福祉施設	道、市、社 会福日本北 十字社部、 一次益社、公益人 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、 児童養護施設、障害児入所施 設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備〜災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2
児童福祉		市、社会福祉法人、医療法人、 NPO法人、 営利法人	児童発達支援センター	n	n
法		市、社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等 デイサービス事業所	n	n
	助産施設等	道、市、社 会福祉法 人、日本赤 十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設、児童 自立支援施設等	施設整備〜災害復旧費協議額 1件につき80万円以上(保育 所については、40万円以上)	n
	児童厚生 施設	市、社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備〜災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/3
母子及び 父子並び に寡婦福 祉法	母子・父子 福祉施設	市	母子・父子福祉センター、母 子・父子休養ホーム	施設整備〜災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/3

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫負担率
感染症の 予防な症の 悪者に対する 医する に関する 法律	感染症法 予防事業	市	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆 除等	各種事業による	1/2
上	水道施設 災害復旧 事業	市、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業(原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効果を復旧するための施設を設置する事業を含む。) ○応急的に施設を設置する事業(応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。)	○上水道事業または水道用水 供給事業 本復旧費 1,900 千円を超え、か つ、現在給水人口×130 円を超 えるもの ○簡易水道事業 本復旧費 1,000 千円を超え、か つ、現在給水人口×110 円を超 えるもの	1/2~8/10
公立学校 施設災害 復旧費国 庫負担法	公立学校 施設災害 復旧事業	道、市	公立の幼稚園、小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校、特別 支援学校、大学及び高等専門学 校の施設(建物、建物以外の工 作物、土地、設備)	施設整備 道 80 万円以上 市 40 万円以上 設備整備 道 60 万円以上 市 30 万円以上	2/3
公立諸学 校建物其 他災害補助 金交付要 綱	公立学校 施設災害 復旧事業	道、市	教員住宅、特定学校借上施設及 び校舎の新築復旧に伴う応急 仮設校舎等	施設整備 道 80 万円以上 市 40 万円以上	2/3

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫負担率
都復国に基本以事補す方針	街路	道、市	都市計画法第 18 条、第 19 条又 は第 22 条の規定により決定さ れた施設道路及び土地区画整 理事業により築造された道路 (道路の附属物のうち、道路上 のさく及び駒止を含む。) で道 路法第 18 条第 2 項の規定によ る道路の供用の開始の告示が なされていないもの	道 120 万円以上 市 60 万円以上	1/2
	都市排水 "施設等		都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	n	n
	堆積土砂 排除	市	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により推積した土砂の総量が3万㎡以上であるもの、又は2千㎡以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千㎡以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市 60 万円以上	n
廃棄物の 処理及び 清掃に関 する法律	災害等廃 棄物処理	市(一部事務組合、広 域連合含 む)	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに 災害に伴って便槽に流入した 汚水の収集、運搬及び処分に係	市 40 万円以上	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫負担率
活動火山	1)下水道		公共下水道並びに都市下水路 の排水管及び排水渠(これらに 直接接続するポンプ場の沈砂 池等を含む)内に堆積した降灰 を収集し、運搬し及び処分する 事業とする		2/3
対策特別措置法都市局所	2)都市排水路		都市排水路の水路内に堆積し た降灰収集し、運搬し及び処分 する事業とする。	その都度決定	1/2
管降灰除 去事業費 補助金交	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、 運搬し及び処分する事業とす る。		n
付要綱	4) 宅地		建築物の敷地である土地 (これに準ずるものを含む) に堆積した降灰で、市長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする		n

6-4 災 害 処 理 票

様式1 (A)

通報者		住	所	室蘭市	市	町	丁目	番		号				巡	回時新	6見
) 理	似	氏	名					電話	番号						時	分
受信	者氏名					受信	言日時	宇			年	月	日	()	時	分
災	害発生日	時			年	月	F	∃ ()	時	分頃		不明			
災害の	の種類	□宅	地崩壊	見 口か	が開	h	□道記	路被智	害	口その	の他()	
災 <u>'</u>	害現場	室蘭	市	町	丁目		地	号		【公	共施設。	名】				
住宅	・その							自宅的	電話				世初		汝	人
敷地の	の場合							勤務	先				電話			
災害	手の状況															
									【被	害見	漬概算	額			千円]	1
災害現況図																
応急措置の内容																
谷										[月	日	時	分	終了】	
今 後																
今後 の 措 置 等																
置等										[月	日	時	分:	完了】	
,,																

様式1 (B)

被災世帯調査票

調査	年月日		年	月	目	()	調査員氏名							
被	住	室蘭市	Ħ	町	丁目	番	7	를	電	話				
災	所					番地	也		番	号				
世	世帯主					避難	先又							
帯	氏名					は連	絡先							
住	宅の	□持刻	〒 口后	5舗併	用住宅	口公宮	営住宅	(階	居住)	□紿	与住宅	□間借	± i	
種	別	口民間	訂アハ゜ート	マンシ	ョン (「	階居住)	口工均	易・事	務所等	È L	その他	. ()	
住	□ 슆	裹(焼)	流出又は床面積の 70%以上損壊又は主要構造物の被害額 50%以上											
宅	口料	裹(焼)	床	面積の	20~7	70%未清	満損壊 ご	又は主	要構造	動の	被害額	20~50	%未清	茜
の	☐ — [‡]	部破損	全	· 半壞	長に該当	iせず、	一部が	破損	(破損)	箇所)	
被	□床	上浸水	床	上浸水	又は土	:砂等が	床上ま	で堆積	漬し、-	一時的	的に居住	主不能の	状態	
害	□床	下浸水	床	上浸水	に達し	ないも	の							
住	宅の	□公営	□公営住宅斡旋 □仮設住宅 □応急修理 □障害物除去											
措	置	口応急	□応急危険度縦必要 □措置の必要なし(居住可能)□その他()			
家則	等の被	□被	服(特	寺に)			給被服			安	否
害壮	犬況及て	『□寝	具(物	寺に)	与	寝具		安	否
給与	の要否	口生活	5必需点	品(特	に)	措	生活必	安	否	
		□学	用占	品(教	科書	Ä	学用品) 置 学用品			安	否
	入員	続柄	F	E	名	年齢	性	引	勤務先	又は	学校名	学年	備	考
世	1	世帯主	=											
帯	2													
0)	3													
状	4													
況	5													
	6													
参	市国	₽税課税▷	区分	□非	課税	□均	等割	口所	行得割			□ そ	の他	
考	世帯	種別	□被保	機進	帯 □要	要保護世	# []身障	世帯	□老	人世帯	□母子	世帯	
備	考													

様式2

						災	害	情	,	報						
報	告	時	限	月	日	時	見在	発	受	信日	時	,	月	日	時	分
発	信	機	関					受	信	機	関					
発	信	Ì	者					受	信	担当	4 者					
発	生	場	所													
発	生	日	時	月	日	時	分	災	害	の原	因					
気象等の状況	潮鱼	川水(立波高														
ライフライン関係	電	t 記 く 飲料	気													
応急	災領	1) 害対策 部の調		(名称) (設置日	時)		月			日		時		分	設置	
措				地区	名		被害	棟数			罹	災世帯		F	産災 /	人数
置	(:	2)														
の		害救国		(救助実	施内容	¥)										
状	適 <i>/</i>	用の	犬 /													
況																

		区	分	地	区	名	避	難	場	所	人	員	時	間
		自主避	難											
	(3)													
応	避難の状況	避難勧	告											
急		避難指	示											
措	(4) 自衛隊派遣													
置	要請の状況													
の	(5) その他措置 の状況													
状		(ア) 出動人数							(イ)	主な活	動状況		
	(0)	市町村職員	1		名	1								
況	(6)	消防職員			名	1								
	応急対策 出動人員	消防団員			名	ı								
		その他			名									
		計			名	ı								
7	・の他	(今後の見	!通	、等)										

6-5 災害情報等報告取扱要領(市から支庁への報告)

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより 災害情報及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)を所轄総合振興局長に報告する ものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認め られるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公 共機関の維持管理する施設等(住家を除く)については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期 等について特に指示があった場合はその指示によること

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により迅

速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文章により報告するものとする。 総合振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道(危機対策課)に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

		災害	情 報			
報告時限	月 日	時現在	発 受 信	日時	月	日 時 分
発 信 機 関			受信材	幾関		
発 信 者			受信担	当 者		
発 生 場 所						
発 生 日 時	月 日	時 分	災害の	原 因		
気						
)						
グイフライン関係(1)道鉄電水(飲電その他)(1)災害の設置状況	(名称) (設置日時) (名称) (設置日時)	月		日	時時	分設置
	地区名			日 羅	災世帯	
(2) 災害救助法 適用の状況	(救助実施内容		N1.39V	11003	× > → 111	The JOYNAN

		区	分	地	区	名	避	難	場	所	人	員	時	間
		自主避	難											
	(3)													
応	避難の状況	避難勧	告											
急		避難指	示											
措	(4) 自衛隊派遣		•											
置	要請の状況													
0	(5) その他措置 の状況													
状		(ア)				(,	イ)	主な活	 舌動状況					
	(0)	市町村職員			名	1								
況	(6) 応急対策	消防職員			名	1								
	出動人員	消防団員			名	1								
		その他			名	_								
		計			2	1								
7	の他	(今後の見	通し	少等)										

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告するとこ。

被害状況報告(速報・中間・最終)

		,, <u></u>					1		"		月日	時 分現在
	5	_	発生日時		月	日 時 分			災害の原因			
			生場所									
交	機		(市町村) 名	ı			Δ¥,	機関	룅(市町村)名			
発信			職・氏名				受信		職・氏名			
		ŝ	発信日時		月	日 時 分			発信日時		月日時	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			項目		件数等	被害金額 (千円)	項目				件数等	被害金額 (千円)
			尼者	人		J. M. I. III O. I. A.			河川	箇所		
1		行え	方不明	人		*個人別の氏名			海岸	箇所		
的		Ē	重傷	人		性別、年令、原因 は、補足資料で報			砂防施設	箇所		
人的被害		#	圣傷	人		告		道工	地すべり	箇所		
			丰	人				事	急傾斜地	箇所		
				棟					道路	箇所		
		4	全壊	世帯					橋梁	箇所		
				人		i 	_		小計	箇所		
				棟			5	_	箇所			
		7	半壊	世帯			土木被害	市町村工事	箇所		T	
				人			被客	村工	箇所		†i	
				棟			吉	事	箇所		†	
(2)		—- \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	邻破壊	世帯		<u> </u> 			港湾	箇所	 	
住		·	.,	人					 漁港	箇所	†	
②住家被害				棟					 下水道	箇所	†	
害		床	上浸水	世帯				か	:園(倒木)	箇所	 	
		»,,• <u></u> ,		人					路(倒木)	箇 所	 	
			4-7-3 L	<u>/、</u> 棟				_~	街路灯	<u></u> 箇所	 	
		床下浸水		世帯					計	<u></u> 箇所		
		<i>P</i> C	下浸水	人					沈没流出	隻		
				棟				漁	工中十月	 隻	 	
			計	世帯				船	計			
			н	人			(C)		漁港施設	 箇所	 	
			公共建物	棟			⑥ 水		司利用施設	<u> </u>	 	
(3)	全壊		その他	棟		 	水産被害		その他施設	<u> </u>	 	
③非住家被害			公共建物	棟			放害		魚具(網)	件	 	
仕家	半壊		その他	棟		 		1	水産製品	件	 	
被			公共建物	棟					その他		+	
害	計		その他	棟					計	П		
			流失・埋没	1年 Ha					林地	箇所		
		田	浸冠水	На		 			治山施設		 	
	農地		た 流失・埋没	на На		 		渞		<u></u>	 	
		畑	浸冠水					道有林	林産物	<u> </u>	 	
	# 1/-		田田	Ha Ha				林	その他	<u> </u>	 	
4	農作 物					 	7		小計			
④農業被害		農業	畑田松乳	Ha			⑦林業被害		林地	箇所		
来被				箇所			来被		治山施設	<u> </u>	 	
害			利用施設	箇所		 	害	船	11 11 12 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15	箇所	 	
			全被害	箇所		 		般民有	林道	箇所	 	
			童被害	箇所		 		有地	林産物	箇所	 	
		と	の他	箇所		 		끄	その他	箇所		
			⇒ 1						小計	笛所		
	計					計 箇所			箇別			

	項目				件数等	被害	金額	(千円)		項目			件数等	被害金額 (千円)
		水道		箇所					1117	社会教育施	設被害	箇所		
	病院		公立	箇所		<u></u>			(19)	社会福祉	公立	箇所		
8	7円元		個人	箇所						社会 価値 設等被害	法人	箇所		
衛出	清掃	一般	廃棄物処理	箇所					<i>)</i> /[L	以寸似百	計	箇所		
8衛生被害	施設	し	尿処理	箇所						鉄道不	通	箇所		
害	火葬場			箇所		ļ				鉄道加		箇所		
	計			箇所						被害船舶(く)				
(M)		商美		件		İ				空港	Ė	箇所		
⑨商工被害		工美		件		İ			① そ	道っ	k	戸		
一被		その	他	件		<u> </u>			その	電話	f	回線		
害		計		件		ļ			他	電気	ĺ	戸		
	•	,	小学校	箇所		•				ガフ	ί.	戸		
	10		中学校	箇所						ブロック: 木):		箇所		
	立文教		高 校	箇所		T				都市施	都市施設 筐計			
ル	設被害	その	他文教施設	箇所		T				計				
			計	箇所		İ					被害	総額	•	
公	:共施設	被害	市町村数	団体		į					建物	件		
	罹	災世帯		世帯		İ			火	災発生	危険物	件		
	罹	災災者	針	人		İ				<u></u>	その他	件		
ì	肖防職」	員出萬	加延人数	人		j j				消防団員出	勤延人	数人		
***	字 ***		道(総合	振興局)									
	害対策 ጋ設置は		市町村名					名	;	称			設置日時	廃止日時
	ノ (以) 巨 ()	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\												
F	害救助目市町村	寸名												
補	足資料		別葉で報告	;)										

- 义害発生場所
- 〇 災害発生年月日
- ② 災害の種類概況
- 人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取り扱い注意
- 応急対策の状況
- 避難勧告・指示の状況
- 避難場所の設置状況
- 他の地方団体への応援要請、応援活動の状況
- 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- 災害ボランティアの活動状況 ほか

被害状況(中間・最終)報告集計表

月 日 時 分現在

		災害・事故名				_					
										_	
										月 日	時 現在
		項目		件数等	被害金額(千円)			項目		件数等	被害金額 (千円)
(死者	人					河川	箇所		
①人的被害		行方不明	人		*個人別の氏名			海岸	箇所		
的		重傷	人		性別、年令、原因 は、補足資料で報			砂防施設	箇所		
被害		軽傷	人		告	•	道工	地すべり	箇所		
П		計	人		П		事	急傾斜地	箇所		
			棟					道路	箇所		
		全壊	世帯]			橋梁	箇所		
			人					小計	箇所		
			棟		<u> </u>	[5] +:	市	箇所			·—·—
		半壊	世帯		<u> </u>	土木被害	市町村工事	 箇所			
			人			俊	工事	箇所			·—·—
			棟		<u> </u> -		*	箇所			
2		一部破壊	世帯		_		<u></u>	港湾	箇所		
住家			人				ļ	漁港	箇所		
②住家被害			棟				<u></u>	下水道	箇所		
害		床上浸水	世帯		<u> </u>			〉園(倒木)	箇所		
			人				道	路 (倒木)	箇所		
		生 下温水 +	棟		<u> </u>			街路灯	箇所		
		床下浸水	世帯		 -			計	箇所		
			人			4	油	沈没流出	隻		
			棟	<u> </u>	- -		漁船	破損	隻		
		計	世帯		1			計	隻		
			人			6	ļ	漁港施設	箇所		
(D)	全壊	公共建物	棟		_	水産被		司利用施設	箇所		
③非住家被害		その他	棟			被		その他施設	箇所		
住室	半壊	公共建物	棟		 	害		漁具 (網)	件		
多被		その他	棟					水産製品	件		
害	計	公共建物	棟		 	-		その他	件		
		その他	棟				1	計	<i>\$</i> \$:::r`		
		流失・埋没	На		 	-		林地	箇所		
	農地	浸冠水	На		 	-	渞	治山施設	箇所		
		畑流失・埋没	На		 		道有林	林道	箇所		
	曲 /4-	浸冠水	На			7	林		箇所		
4	農作 物	四	Ha II-	<u> </u>	 			その他 小計	箇所 答示		
農業		^{/四} 農業用施設	Ha 箇所			林		林地	箇所		
④農業被害		衰寒用飑段 :同利用施設	固所 箇所	<u> </u>	 	·····································		治山施設	箇所 箇所		
害		:问刊用	歯別 箇所		 	害	船		箇 別 箇 所		
		<u> </u>	固別 箇所		 	+	般民力	林産物	箇 別 箇 所		
		毎座板古 その他	箇所	<u> </u>	 	-	有地		箇所 箇所		
		C 47 IE	IEI 171	<u> </u>	 		地	小計	箇所		
						1		計	箇所		
لــــا	計			l				НI	쁘/기		

	項目				件数等	被害金額	(千円)		項目				件数等	被害金額 (千円)
		水道		箇所				①社	土会教育旅	函設被害	箇所	Î		
	定应	公	<u>\f\</u>	箇所					사 스 뉴 사	公立	箇所	ŕ		
8	病院	個	人	箇所				_	社会福祉 設等被害	法人	箇所	Î		
8衛生被害	清掃	一般廃棄	棄物処理	箇所				旭		計	箇所	ŕ		
王被	施設	し尿	処理	箇所					鉄道	下通	箇所	f		
害	火葬場			箇所					鉄道	施設	箇所	Î		
	計			箇所					被害船舶(漁船除		隻			
(M)		商業		件					空泽	 巷	箇所	Î		
⑨商工被:		工業		件				① そ	道:	水	戸			
一被		その他	Į.	件				その	電	舌	回約	Į.		
害		計		件				他	電気	₹(戸			
		小	学校	箇所					ガン	ス	戸			
	10		学校	箇所				-	ブロック 木)		箇列	ŕ		
	立文教		校	箇所					都市加	箇所	ŕ			
加	設被害	その他	文教施設	箇所					計					
			計	箇所						被害	総額			
公	共施設	被害市	町村数	団体		İ				建物		件		
	罹	災世帯数	汝	世帯				火	災発生	危険物	7	件		
	罹	災災者数	汝	人					<u> </u>	その他	1	件		
ì	消防職」	員出勤延	正人数	人				Ş	消防団員と	出勤延人	数	人		
5 55	害対策	太	1(総合	振興局)									T
	の設置は		i町村名				名	7	称				設置日時	廃止日明
F	害救助用市町村	寸名	葉で報告	2)										
悄	疋貝科	(本別)	果 じ 報告	Ī丿										

- 〇 災害発生場所
- 〇 災害発生年月日
- ② 災害の種類概況
- 人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取り扱い注意
- 応急対策の状況
- 避難勧告・指示の状況
- 避難場所の設置状況
- 他の地方団体への応援要請、応援活動の状況
- 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- 災害ボランティアの活動状況 ほか

別表4 被害状況判定基準

		мх т (X - 1)
Ť	波害区分	判定基準
人	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 ① 当該災害により負傷した、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 ② A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) ③ 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し、市町村と警察調査が一致すること。
的被	行方不明	当該災宵が原因で所往不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 ① 死者欄の②③を参照。
害	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 ① 死者欄の②③を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 ① 死者欄の②③を参照。
	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 ① 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 ② 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 ③ 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿者等を1世帯とする。 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
住家	全 壊	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 ① 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない
被害	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 ① 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。 ① 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 ① 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 ① 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

1	被害区分	判 定 基 準
非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告書中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ① 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 ② その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 ③ 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主屋に附随する建物の意味であって、営業の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 ④ 被害額の算出は、住家に準ずる。
	農地	農地被害は、田畑が流出、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 ① 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 ② 埋没とは、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上流入した状態をいう。 ③ 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 ④ 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
農地被害	農作物	農作物が農地の流出、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 ① 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 ②倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 ③ 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用 施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、 種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施 設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、埋肥舎、農業機械類、温室、育苗施 設等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹(果実は含まない。)、草地畜産物等をいう。
	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。 ① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
土	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。 ① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
木被	砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 ① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 ① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
	道路	道路法第2条の規定により道路管理者が維持管理する道路が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

i	波害区分	判 定 基 準
土	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が、流出又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 ① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
土木被害	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の 被害をいう
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設、又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
水	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 ① 港内等におれる沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 ② 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
産被	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で、漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、 製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む。)所有のものをいう。
害	漁具 (網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
林	治山施設	既設の治山施設等をいう。
林業被害	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
害	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
衛	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
生被害	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
商工	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
被 害	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立	文教被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をい う。(私学関係はその他の項目で扱う。)
社会	教育施設	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
社会	福祉施設	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児章母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者(児)福祉施設等をいう。
そ	都市施設	街路、公園、下水道等の都市施設をいう。
の	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
他		上記の項目以外のもので、特に報告を要すると思われるもの。

6-6 北海道地域防災計画抜粋(第4章災害予防計画 第17節積雪・寒冷対策計画)

積雪 • 寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による 被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」(第4章第13節雪害予防計画)に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

- 1 北海道
- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- 2 北海道警察
 - (1) 災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
 - (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。
- 3 市町村

市町村は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、 所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告、避難指示(緊急)ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び市町村等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活 道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪 体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除 雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪 柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

関係市町村及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(1) 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

道及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

道及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難所、避難路の確保 道、市町村及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

市町村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房 器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救 出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難 所の確保に努める。

3 避難所の運営

市町村は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

道及び市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第6 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ゴントラ施設、ロッジ等の損壊など により多数のスキー客の被災が懸念される。

スキー場を有する市町村にあっては、市町村地域防災計画にスキー場利用客の対策について定めておくものとする。

6-7 北海道雪害対策実施要綱

第1 目 的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害(以下「雪害」という。)に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告

9時 13時 17時

(5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、 事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

- 1 第一次目標
 - (1) 期間 11月~12月中旬
 - (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検
- 2 第二次目標
 - (1) 期間 12月~3月
 - (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進
- 第4 防災関係機関の予防対策
 - 1 気象観測及び情報収集
 - (1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、12月20日から翌年4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、開始日及び終了日を変更することがある。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で 把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

- 2 交通、通信、送電及び食料の確保
 - (1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、 夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除雪目標
		2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外
第1種	1,000台/日以上	は、交通を確保する。
		異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
	300台/日以上	2 車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は
第2種		実施しない。
	1,000台/日未満	異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
		2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実
		施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を
第3種	300台/日未満 討	設ける。
		異常降雪時においては、一時通行止めとすることもや
		むを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業 を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、雪害により電気通信に支障を来さないよう 必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれ発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれ発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを 実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強 化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する 等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運 転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意するものとする。
- 5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現 地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程 の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市 町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定 観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道地域防災計画に定める非常配備 体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるととも に、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。
- (3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に 向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。
- 3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意 報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認め る場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確 保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その 状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対

する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整える ものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧める とともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、 市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報する ものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るもの とする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を議ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるととも に、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。

- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

6-8 北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目 的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社北海道支店、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

- 3 連絡部の任務
 - (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
 - (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
 - (3) 融雪災害時における定時報告 9時、13時、17時
 - (4) その他融雪災害対策に必要な事項
- 4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要 と認めた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

- 1 気象情報及び積雪状況の把握
 - (1) 札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、3月15日から4月10日までの毎

日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に 代える。

なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、終了日を 変更することがある。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象 官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒にあたるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。
- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ 出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物 の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、 堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等につい て関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。
- (3) ダム貯水池等(以下「ダム等」、という。) 水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

(1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。
- (3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が 発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の 確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれ により電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

- (1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。
- (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を 連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

- (1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、 身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するとき で市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避 難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、

融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極 的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

6-9 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、 部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建 築物応急危険度判定協議会が定める「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地 域防災計画(地震防災計画編)」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事 項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれの次の各項に定めると ころによる。

- 1 応急危険度判定(以下、「判定」という。) 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の 安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の 危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。
- 2 応急危険度判定士 前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。
- 3 応急危険度判定コーディネーター 判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との 連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者 をいう。

第3 判定実施の決定

- 1 市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危 険度判定実施本部(以下、「実施本部」という。)の設置その他必要な措置を講じ、判 定を実施するものとする。
- 2 市町村長は、判定実施の決定をした場合、速やかにその旨を知事(支庁長)に報告するものとし、判定の実施後その結果を知事(支庁長)に報告するものとする。
- 3 市町村長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、知事(支庁長) に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター(以下、「応急危険度判定士 等」という。)の支援を要請することができる。
- 4 知事(支庁長)は、市町村長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、 速やかに当該支庁内に存する北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会(以下「地 区協議会」という。)に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。
- 5 支庁長は、被害が大規模で広範囲にわたることにより、応援が必要であると判断した場合、速やかに知事に報告し、応急危険度判定士等の支援を求めるものとする。
- 6 知事は、前項の要請を受けた場合、速やかに北海道震災建築物応急危険度判定連絡

協議会(以下「連絡協議会」という。)に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

第4 実施本部の設置

- 1 市町村長は、判定の実施を決定した場合、実施本部を設置し、指揮監督する職員の 決定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行う ものとする。
- 2 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」(以下、「実施本部業務マニュアル」という。)による。

第5 判定の実施に関する道と市町村の間の連絡調整等

- 1 道及び市町村は、判定調査の活動をより迅速かつ的確に実施するため、各支庁ごとの地区協議会及び連絡協議会において、事前の連絡、判定実施に必要な事項の調整等を行う。
- 2 支庁長は、経済部建設指導課に応急危険度判定支援地方本部(以下「支援地方本部」という。)を設置するとともに、市町村長が判定の実施を決定した場合又は応急危険度 判定士等の派遣を要請した場合、地区協議会に支援要請を行うとともに、その協力を 得て必要な支援を行うものとする。
- 3 支庁長は、支援地方本部の設置、判定調査の実施状況等の報告及び応急危険度判定 士等の支援要請を知事に行うものとし、知事は、報告及び要請の内容を確認するとと もに支庁長に必要な指示を行うものとする。
- 4 知事は、建設部建築指導課に応急危険度判定支援本部(以下「支援本部」という。) を設置するとともに、支庁長等から支援要請があった場合は連絡協議会等に支援要請 を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 5 支援本部及び支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険 度判定支援本部業務マニュアル」(以下「支援本部業務マニュアル」という。)及び「応 急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」(以下「支援地方本部業務マニュアル」と いう。)による。

第6 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下、「全国協議会」という。) が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、別に市町村が作成 する「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村長は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、 資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危 険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 知事は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な

助言をすることができる。

4 知事は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震 発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」 による。

第8 他の都府県に対する支援要請

知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、北海道・ 東北8道県相互応援に関する協定に基づく要請のほか、国土交通省及び全国協議会に応 急危険度判定士等の支援を要請することができる。

第9 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全 国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

第10 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、別に市町村が 作成する「実施本部業務マニュアル」、道が作成する「支援地方本部業務マニュアル及び 支援本部業務マニュアル」による。

第11 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

第12 判定用資機材の調達、備蓄

- 1 市町村は、判定実施のため、次に示す資機材等を必要度に応じて備え、あらかじめ 市町村内の複数の筒所への備蓄に努めるものとする。
 - (1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等
- (2) ヘルメット、クラックスケール、下げ振り、サインペン、蛍光ペン、バインダー 等
 - (3) 被災街区までの移動車両、自転車等
 - 2 道は、市町村と協力して資機材の備蓄に努めるものとする。

第13 他の被災都府県に対する支援に関する事項

知事は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は全国協議会から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、連絡協議会及び地区協議会と協力し、必要な支援を行うものとする。

第14 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、 負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急 危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担する。

第15 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発を図るとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携を図るものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附則

この要綱は、平成11年3月24日から施行する。

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

6-10 消防防災ヘリコプター要請手続き

1 運航体制

消防防災へリコプターの運航は、「北海道消防防災へリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災へリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災へリコプター応援協定」に基づき北海道知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

3 要請方法

緊急運航の要請は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行う とともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。

ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによる ものとする。

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- TEL 011-782-3233
- FAX 011-782-3234
- ・北海道総合行政情報ネットワーク電話 96-210-39-897、898

5 報告

市長は、災害等が収束した場合には、災害等状況報告書(別記第2号様式)により、 総括管理者(北海道総務部長)に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災へリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
- ① 被災状況の偵察・情報収集
- ② 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動
- ① 傷病者の搬送
- ② 医師等の搬送
- ② 救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

- (3) 救助活動
- ① 中高層ビル等の火災における救助・救出
- ② 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出
- ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出
- ④ 救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合
- (4) 火災防ぎょ活動
- ① 林山火災における空中消火
- ② 偵察·情報収集
- ③ 消防隊員、資機材等の搬送
- ④ 火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合
- (5) 広域航空消防防災応援活動

7 救急患者の緊急搬送手続き等

(1) 応援要請

市長は、北海道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災へリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

- (2) 救急患者の緊急搬送手続き
- ① 市長は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な 傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を 要請し、その後胆振総合振興局(地域政策部地域政策課)にその旨を連絡するもの とする。
- ② 消防防災へリコプターの要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。
- ③ 市長は、消防防災へリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急車の手配を行うものとする。
- ④ 市長は、航空室から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

8 ヘリコプターの離着陸可能地

本市におけるヘリコプターの離着陸可能地(総務部危機対策局危機対策課防災航空室 で選定した場所)は、次のとおりである。

番号	名称	住所	状況
1	室蘭岳山麓総合公園運動広場	室蘭市香川町 224-7	芝生
2	入江運動公園芝生広場	室蘭市入江町1	芝生
3	祝津グラウンド	室蘭市祝津町 3-4	土
4	中島公園野球場	宮の森町 4-1	土/芝生

[※]上記指定離着陸場のほかに浮体式防災施設(広域防災フロート)も、ヘリコプターの離 着陸場として利用できる。

9 ヘリコプターの受入体制等の確保

市長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

(1) 離着陸上の確保

安全確保等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸上を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

6-11 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン

第1 趣旨

このガイドラインは、災害時における避難勧告等の住民等への有効な伝達手段のひとつである「放送を活用した情報伝達」に関する放送事業者、市町村、北海道(以下「関係機関」という。)における伝達体制等について、基本的事項を定めるものとする。

第2 放送事業者へ提供する避難情報の種別

災害対策基本法第60条に基づく避難勧告、避難指示、避難解除(以下「避難勧告等」 という。)

第3 情報提供を行う放送事業者

- 1 日本放送協会札幌放送局【NHK】
- 2 北海道放送株式会社【HBC】
- 3 札幌テレビ放送株式会社【STV】
- 4 北海道テレビ放送株式会社【HTB】
- 5 北海道文化放送株式会社【UHB】
- 6 株式会社テレビ北海道【TVH】
- 7 株式会社エフエム北海道
- 8 株式会社エフエムノースウェーブ

第4 情報伝達ルート

各市町村から北海道、放送事業者への情報伝達ルートは、別添「放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート」とする。

第5 避難勧告等の情報伝達方法

1 市町村

避難勧告等を発令(解除)した場合は、直ちに次により情報提供(報告)を行う。

- (1) 別紙1「避難勧告・指示(解除)情報」をFAX(北海道総合行政情報ネットワーク)により支庁に報告する。(本様式による報告は、災害対策基本法第60条第3項に規定する報告であり、従来任意様式で報告されていたものを様式化したものである。)
- (2)「放送を活用した情報伝達」が必要な場合は、別紙1により第3の各放送事業者(地域において地域FM局など他に情報提供が必要な放送事業者がある場合は、当該事業者を加え)に情報提供(FAX)を行い放送を依頼する。

なお、特に緊急を要する場合にあっては、特記事項にその旨を記載し、併せて電話による確認等を行う。

(3)「北海道防災対策支援システム」への情報入力を行う。(従来どおり)

(4) 停電等により情報伝達が困難な場合

停電等により(2)及び(3)による伝達が困難な場合は、(1)による支庁への報告時に別紙1特記事項にその旨記載し、支庁から第3の各放送事業者への情報提供及び北海道防災対策支援システムの入力を依頼するほか、併せて北海道総合行政ネットワークによる電話連絡を行う。

2 北海道

(1) 支 庁

市町村から別紙1を受理した場合は、直ちに次により対応する。

- ア 防災消防課へ報告する。(電話及びFAX)
- イ 「北海道防災支援対策システム」情報との確認を行い、入力漏れなどの不整合が ある場合は、市町村に連絡し入力を依頼する。
- ウ 1の(4)による連絡があった場合は、直ちに第3の各放送事業者への情報提供 及び北海道防災対策支援システムの入力を行う。

(2) 防災消防課

各支庁から別紙1を受理した場合は、直ちにその内容を確認するとともに、「北海道 防災対策支援システム」情報との確認を行う。

3 放送事業者

放送事業者は、次により避難勧告等の情報を受理(確認)し対応する。

- (1) 別紙1「避難勧告・指示(解除)情報」の受理(確認)
- (2)必要に応じ「北海道防災対策支援システム」情報による確認を行う。 (ホームページ又はメール (携帯電話))

※ホームページURL http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/

(3) 放送の方法・内容については、放送事業者が自主的に判断する。

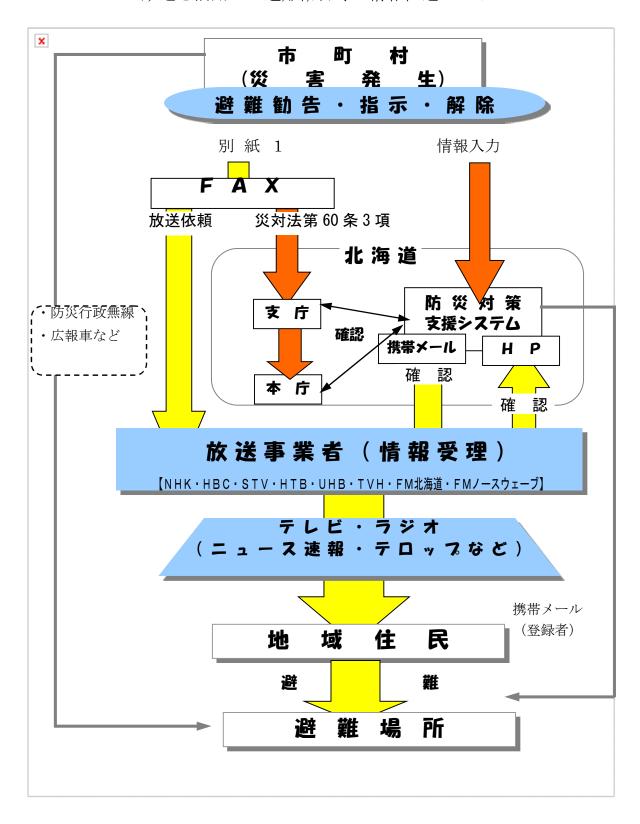
第6 連絡責任者リストの作成

関係機関は、相互の連絡体制を円滑に進めるため別紙2により連絡責任者リストを作成し、共有する。

第7 災害時における速やかな情報伝達への配慮

関係機関は、災害時における住民等への情報伝達の重要性・緊急性を鑑み速やかな情報 伝達に配慮する。

放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート



避難 勧告・指示 (解除) 情報

市·町·村

	_	送付	日時:	月	日	時	分	
1		勧告	〕避難勧告 達難勧告	より移行) ・ □避難指	示)			
)特記事項							
2	発令(解	好) 日時	ŧ	月	月 ()	時	<u>分</u>
3	地区名•	避難場所	斤・対象世	帯等				
	坟	寸象 地	区名	避	難所名			世帯等
	1						世	
	2						世	
_ [3	- 3 I	/A	<u> </u>			世	帯人
4	避難すべ□大雨に	ſ	- □河川 [□	合は記入不要氾濫(川) のま のま	らそれがある らそれがある		ため
	□地震に		□大□津□津	津 波 警 波 注 意	報	が発せられ		
	□地震に	より			の危険	食があるため	か	
	□その他	(_)
	発信者 電 F A E-ma	話 X						

7-1 河川現況

2級河川(4河川)

NO	河川名	流域 (k m²)	流路延長(km)
1	鷲別川	18. 1	11. 3
2	チマイベツ川	16. 1	10. 3
3	知利別川	9. 7	3. 1
4	ペトトル川	7. 1	2. 4
	合計	41. 0	27. 1

準用河川 (5河川)

NO	河川名	流域 (k ㎡)	流路延長 (km)
1	知利別川	9. 7	1. 1
2	本輪西川	10. 7	2. 5
3	コイカクシ川	5. 6	3. 0
4	ポロペケレオタ川	4. 5	6. 5
5	ペトトル川	7. 1	2.3
	合計	37. 6	15. 4

普通河川 (27河川)

NO	河川名	流域 (k m²)	流路延長(km)
1	水元沢川	0.6	2.4
2	奥鷲別川	0.8	1.4
3	奥水元沢川	0.7	0. 7
4	高砂川	1.9	4. 5
5	天神沢川	0.6	1.4
6	知利別1の沢川	0.1	0.4
7	ヤムクシナイ川	0.7	1.9
8	奥輪西川	0.9	1.1
9	本輪西1の沢川	0.4	1.1
10	本輪西2の沢川	0.1	0.4
11	本輪西3の沢川	0.2	0.7
12	コイカクシ1の沢川	0.3	0.5
13	コイカクシ2の沢川	0.7	0.7
14	コイカクシ3の沢川	0.2	0.3
15	ポロペケレオタ1の沢川	0.5	1.0
16	オクペトトル川	2.4	3. 3
17	ペトトル1の沢川	0.9	0.9
18	ペトトル2の沢川	0.5	1.0
19	ペトトル3の沢川	0.6	1.4
20	南高平川	0.6	1.6
21	中幌萌川	0.8	2. 1
22	幌萌川	0.8	1.6
23	ポンペケレオタ川	1. 4	2.4
24	元室蘭川	1.8	2.2
25	小橋内川	2. 7	1.7
26	清水沢川	0.1	0.6
27	追直沢川	0.1	0.4
	合計	21. 4	37. 7

7-2 洪水による浸水想定区域

1. 「水防法第14条」の指定を受けた河川(令和5年11月現在)

(1)	図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
	1	知利別川	知利別川	二級	水位周知	北海道

指定年月日	平成29年12月26日		
指定の根拠法令	水防法第14条第1項		
指定の前提となる降雨	知利別川流域の1時間総雨量 155mm		
	(想定最大規模)		
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図 有		
	浸水継続時間	有	
	家屋倒壊等氾濫区域図	有	
災害発生予想区域(地区名)	天神町、知利別町1丁目~	4丁目	
	宮の森町4丁目		
	中島町1丁目~4丁目		
	中島本町1丁目~2丁目		
	東町1丁目~2丁目、仲町		

(2)	図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
	2	鷲別川	鷲別川	二級	1	北海道

指定年月日	令和4年11月8日	
指定の根拠法令	水防法第14条第2項	
指定の前提となる降雨	鷲別川流域の1時間総雨量	1 5 2 mm
	(想定最大規模)	
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図	有
	浸水継続時間	_
	家屋倒壊等氾濫区域図	_
災害発生予想区域(地区名)	水元町、高砂町1丁目~5	1.目
	日の出町2丁目	

(3)	図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
	9	チマイベツ川	チマイベツ川	二級		北海道
	3	チマイベツ川	ペトトル川	二級	_	北海道

指定年月日	令和4年11月8日		
指定の根拠法令	水防法第14条第2項		
指定の前提となる降雨	チマイベツ川、ペトトル川流域の1時間総雨量		
	153mm(想定最大規模)		
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図	有	
	浸水継続時間	_	
	家屋倒壊等氾濫区域図	_	
災害発生予想区域(地区名)	石川町、香川町		

2. その他河川(令和5年11月現在)

(1)	図面番号	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	河川管理者
	4	本輪西川	本輪西川	準用		室蘭市
	4	本輪西川	コイカクシ川	準用		室蘭市

前提となる降雨	本輪西川、コイカクシ川流域の15	寺間総雨量
	48mm(50年に1回程	度)
浸水想定区域図	洪水浸水想定区域図	有
	浸水継続時間	_
	家屋倒壊等氾濫区域図	_
災害発生予想区域(地区名)	本輪西町1丁目、3丁目	
	港北町1丁目~4丁目	

7-3 土砂災害危険区域

1. 急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)

(1) 土砂災害防止法に基づく特別警戒区域及び警戒区域の指定を受けた箇所(328箇所)

(令和5年4月1日現在)

			1	危険区域の)現況		ı	1	ľ	
連番	番図号面	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	指定年月日
1	1	急33	室蘭緑町 3	緑町5番~8番	2. 28	1.08	39	25	第 1827 号 S57. 7. 15	H19. 3. 30
2	2	急37	室蘭緑町 1	緑町 9 番~10 番 西小路町 1 番 海岸町 3 丁目 8, 9 番	0. 97	0.37	37	12		H19.3.30
3	2	急38	室蘭西小路 2	西小路町 1~5, 7, 14, 15 番	3. 1	1.4	71	25		H19. 3. 20
4	2	急39	室蘭西小路 1	西小路町 13~17番	1.3	0.5	12	1		H19. 3. 20
5	2	急41	室蘭海岸町 2	海岸町2丁目2番 海岸町3丁目3~5番	1. 12	0.32	37	20	第 1945 号 H1. 12. 28	H20. 6. 27
6	2	急42	室蘭海岸町	海岸町2丁目5番~10番 12番	2. 16	1.07	33	18	第 1212 号 S55. 5. 6	H21. 3. 27
7	2	急52	室蘭幕西町	幕西町 2, 3, 6~9, 11, 13, 15 番	4. 9	2. 3	100	42	第 1827 号 S57. 7. 15	H18. 2. 24
8	2	急59	室蘭舟見町1丁目1	舟見町 1 丁目 11 番	0.8	0. 2	8	6		H20. 6. 27
9	23	急60	室蘭舟見町 1 丁目	舟見町1丁目10番	0. 4	0. 2	7	2	第 561 号 S56. 3. 24	H20. 6. 27
1 0	3	急73	室蘭新富町1丁目1	新富町1丁目5~6番	0. 9	0.4	2	1		H21. 3. 27
1 1	3	急74	室蘭新富町1丁目2	新富町1丁目33~39番地	0.8	0. 4	9	6		H21. 3. 27
1 2	3	急75	室蘭新富町 1-2	新富町 1 丁目 7, 12, 15, 16 番	1.5	0. 6	35	14	第 479 号 S57. 3. 23	H18. 3. 22
1 3	3	急76	室蘭新富町 1-1	新富町1丁目9番~12番 母恋北町2丁目8,10~11番	3. 9	1.8	76	35	第 295 号 H3. 3. 4	H21. 3. 27
1 4	3	急77	室蘭新富町1丁目3	新富町1丁目14番	1.4	0. 5	11	7		H21. 3. 27
1 5	3	急80	室蘭母恋北町1丁目2	母恋北町 1 丁目 6, 10~13 番	1. 13	0.36	27	16		H20. 3. 28
16	3	急81	室蘭母恋北町 2-(1)	母恋北町 2 丁目 13, 15 番	1. 66	0. 76	15	8	第 479 号 S57. 3. 23	H20: 3: 28 H30: 4: 10
1 7	3	急82	室蘭母恋北町 2-(2)	母恋北町 2 丁目 7, 11, 13 番	1. 15	0. 45	18	11	第 1344 号 S56. 6. 18	H20. 3. 28
18	3	急83	室蘭母恋北町 3-(1)	母恋北町2丁目12~14番 母恋北町3丁目1番~3番	3. 78	2. 38	36	20	第 1344 号 S56. 6. 18	H20. 3. 28 H30. 4. 10
19	3	急84	室蘭母恋北町3丁目1	母恋北町2丁目12番 母恋北町3丁目1~3番	1. 41	0.82	21	15	第 1344 号 S56. 6. 18	H20. 3. 28
2 0	3	急85	室蘭母恋北町 3-(2)	母恋北町3丁目2,3番	0. 45	0.18	0	0		H20. 3. 28
2 1	3	急86	室蘭母恋北町3丁目2	母恋北町 3 丁目 28 番	0. 17	0. 05	3	2		H20. 3. 28
2 2	3	急88	室蘭母恋南町1丁目2	母恋南町 1 丁目 6~8,32 番 母恋北町 2 丁目 12番	3. 24	1.51	55	21		H20. 3. 28
2 3	3	急91	室蘭母恋南町1丁目3	母恋南町1丁目32番地	0. 33	0. 15	1	0		H21. 3. 27
2 4	3	急 101	室蘭母恋南町 4 丁目 7	母恋南町4丁目3,4番	1. 53	0.87	19	14		H19. 12. 14
2 5	4	急 128	室蘭御崎	御崎町2丁目1,7,10番	1.50	0.00	22	0	第 284 号 S47. 1. 31	H19. 3. 30
2 6	4	急 138	室蘭大沢町2丁目2	大沢町2丁目16番	0. 12	0.03	0	0		H18. 3. 30
2 7	4	急 153	室蘭輪西 1	輪西町1丁目2~4番 大沢町2丁目1,4,5,6,7番	0. 6	0. 2	14	8	第 1827 号 S57. 7. 15	H19. 3. 30 H20. 3. 28
28	7	急 181	室蘭中島本町3丁目4	中島本町3丁目17,18,77番	1. 38	0. 56	13	8		H19. 3. 30
2 9	67	急 183	室蘭中島本町 3-2	中島本町 3 丁目 16~18,79 番	2. 18	0.88	36	17	第 1945 号 H1. 12. 28	H19. 3. 30
3 0	9	急 188	室蘭高平町 1	高平町5番地	1.1	0. 4	11	3		H21. 3. 27
3 1	9	急 189	室蘭高平町 2	高平町5番地	1.5	0. 7	16	10		H21. 3. 27
3 2	10	急 195	室蘭港北町2丁目3	港北町 2 丁目 341, 357 番	0. 59	0. 25	9	6		H19. 12. 14
3 3	4	急 151	室蘭みゆき町1丁目2	みゆき町1丁目2番	0. 48	0. 15	6	4		H21. 6. 9
3 4	4	急 154	室蘭輪西	みゆき町1丁目6番 輪西町1丁目5、14,15 大沢町2丁目18番	0. 2	0. 1	12	3		H21. 6. 9

危険区域の現況										
連番	番図号面	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	指定年月日
3 5	7	急 180	室蘭中島本町3丁目2	中島本町3丁目71番地	0. 16	0. 05	0	0		H22. 3. 16
3 6	7	急 297	室蘭中島本町3丁目3	中島本町3丁目70番地	0. 17	0. 05	1	1		H22. 3. 16
3 7	7	急 182	室蘭中島本町3丁目5	中島本町3丁目15~17番	1. 44	0. 66	20	9		H22. 3. 16
3 8	6	急 184	室蘭中島本町3丁目6	中島本町3丁目79番地	0. 78	0. 32	14	6		H22. 3. 16
3 9	2	急 35	室蘭緑町 2	緑町15番	0. 66	0. 25	6	4		H22. 3. 16
4 0	2	急 36	室蘭緑町 4	緑町13番、14番	0. 14	0.05	5	3	第 1994 号 S62. 12. 10	H22. 3. 16
4 1	1	急 34	室蘭緑町 5	緑町3番、4番	1. 40	0.51	7	4	第 1344 号 S56. 6. 18	H22. 3. 16
4 2	3	急 61	室蘭舟見町 2-1	舟見町2丁目1~3、6~7番 栄町2丁目2~3番	3. 92	0.85	95	36	第 1935 号 S53. 6. 17	H22. 3. 16
4 3	3	急 66	室蘭山手町2丁目	山手町2丁目1番、2番	0. 82	0.30	6	5	第 479 号 S57. 3. 23	H22. 3. 16
4 4	3	急 65	室蘭山手町2丁目1	山手町2丁目5番	0, 45	0, 18	8	3		H22. 3. 16
4 5	3	急 67	室蘭山手町2丁目2	山手町2丁目11番	0. 62	0.16	4	1		H22. 3. 16
4 6	3	急 68	室蘭山手町2丁目3	山手町2丁目3,4番	1. 74	0. 70	23	12		H22. 3. 16
4 7	9	急 186	室蘭中島本町1丁目	中島本町1丁目14番~18番	2. 10	0. 95	27	6		H22. 3. 16
4 8	9	急 187	室蘭中島本町 1-1	中島本町1丁目16番	0. 24 0. 41	0. 08 0. 02	2 5	0	第 1344 号 S56. 6. 18	H22. 3. 16 H27. 8. 28
4 9	6	急 166	室蘭知利別町1丁目	知利別町1丁目11番	0. 22	0.07	0	0		H22. 3. 16
5 0	7	急 168	室蘭知利別町3丁目1	知利別町3丁目18番	0. 22	0. 07	5	4		H22. 3. 16
5 1	7	急 169	室蘭知利別町3丁目3	知利別町3丁目19番	0. 51	0. 21	7	4		H22. 3. 16
5 2	7	急 293	室蘭知利別町3丁目4	知利別町3丁目20番	1. 08	0. 59	12	3		H22. 3. 16
5 3	9	急 190	室蘭高平町 3	高平町6番地	1. 7	0. 6	17	16		H22. 3. 16
5 4	9	急 191	室蘭高平町 4	高平町1番地	2. 8	1.1	12	10		H22. 3. 16
5 5	6	急 185	室蘭中島本町3丁目7	中島本町3丁目53番地	0. 54	0. 27	4	1		H22. 3. 16
5 6	4	急 120	室蘭御前水2丁目6	御前水町2丁目16番	0. 09	0.03	0	0		H22. 3. 16
5 7	10	急 211	室蘭本輪西 4 丁目 1	本輪西町5丁目16番	1. 16	0. 63	1	1		H22. 3. 26
5 8	4	急 118	室蘭御前水2丁目4	御前水町2丁目11番	1. 22	0. 53	15	8		H22. 3. 16
5 9	10	急 202	室蘭本輪西5丁目5	本輪西町5丁目13,14番	0. 90	0.36	16	11		H22. 3. 26
6 0	10	急 203	室蘭本輪西5丁目6	本輪西町5丁目13番	0. 83	0.32	8	5		H22. 3. 26
6 1	10	急 204	室蘭本輪西5丁目7	本輪西町5丁目11番12番	0. 72	0.31	9	5		H22. 3. 26
6 2	3	急 115	室蘭御前水2丁目2	御前水町2丁目12番	0. 65	0. 22	15	11		H22. 3. 16
6 3	4	急 117	室蘭御前水2丁目3	御前水町2丁目11番19番	0. 70	0. 23	4	3		H22. 3. 16
6 4	10	急 205	室蘭本輪西5丁目8	本輪西町5丁目9, 12番	0. 89	0. 60	0	0		H22. 3. 26
6 5	10	急 206	室蘭本輪西5丁目9	本輪西町5丁目10番	1. 16	0. 55	11	8		H22. 3. 26
6 6	10	急 209	室蘭本輪西5丁目12	本輪西町5丁目9, 10番	1. 73	0.84	17	1		H22. 3. 26
6 7	10	急 317	室蘭本輪西町5丁目3	本輪西町5丁目149番地	0. 04	0. 01	1	1		H22. 3. 26
6 8	6	急 164	室蘭宮の森町2丁目	宮の森町2丁目7番	0. 26	-	10	0		H23. 1. 7
6 9	1	急 3	室蘭祝津町2丁目1	祝津町2丁目29番	2. 17	0.83	48	24		H23. 1. 7
7 0	3	急 72	室蘭入江町 1	入江町 9 番地	1. 46	0. 61	9	6		H23. 1. 7
7 1	2	急 28	室蘭増市町1丁目4	增市町1丁目21番	0. 58	0. 21	7	3		H23. 1. 7
7 2	2	急 29	室蘭増市町1丁目5	増市町1丁目14番	0. 07	0. 03	3	2		H23. 1. 7

危険区域の現況											
連番	番図号面	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	指定年月日	
7 3	2	急 30	室蘭増市町1丁目6	增市町1丁目13、14番	3. 49	1.84	47	14		H23. 1. 7	
7 4	2	急 32	室蘭増市町1丁目7	增市町1丁目19番	0. 55	0. 22	9	5		H23. 1. 7	
7 5	2	急 48	室蘭清水町2丁目1	清水町2丁目9番~11番	1. 15	0. 36	25	14		H23. 1. 7	
7 6	2	急 49	室蘭清水町2丁目2	清水町2丁目8番	0. 34	0.06	5	4		H23. 1. 7	
77	2	急 50	室蘭清水町2丁目3	清水町2丁目7番	1. 61	0. 66	33	17		H23. 1. 7	
7 8	4	急 135	室蘭大沢町1丁目4	大沢町 1 丁目 20、21 番	2. 00	1. 19	7	7		H23. 1. 7	
7 9	4	急 136	室蘭大沢町1丁目5	大沢町 1 丁目 20、21 番	1. 82	0. 75	27	9		H23. 1. 7	
8 0	6	急 165	室蘭知利別町2丁目	知利別町2丁目22番	2. 72	0. 56	26	0		H23. 1. 7	
8 1	7	急 170	室蘭高砂町 3 丁目	高砂町3丁目18番地	0. 09	0.02	1	1		H23. 1. 7	
8 2	7	急 176	室蘭水元町 1	水元町 1番	0. 21	0. 07	3	0		H23. 1. 7	
8 3	7	急 179	室蘭水元町 4	水元町20番	0. 49	0. 13	7	3		H23. 1. 7	
8 4	4	急 141	室蘭大沢町 2	大沢町2丁目23,25番	3. 66	1.49	47	35	第 1935 号 S53. 6. 17	H23. 4. 19	
8 5	4	急 144	室蘭大沢町3丁目2	大沢町3丁目1番~3番	1. 36	0. 55	20	10		H23. 4. 19	
8 6	1	急 6	室蘭港南町 1 丁目	港南町 1 丁目 2 番、12 番~14 番	2. 25	0. 70	41	12	第 1212 号 S55. 5. 6	H23. 4. 19	
8 7	1	急 8	室蘭港南町2丁目1	港南町2丁目1番	0. 41	0. 22	21	0		H23. 4. 19	
8 8	1	急 9	室蘭港南町2丁目2	港南町2丁目3番	0. 63	0. 36	6	4		H23. 4. 19	
8 9	1	急 10	室蘭港南町2丁目3	港南町2丁目3番	0. 13	0. 05	1	0		H23. 4. 19	
9 0	1	急 15	室蘭港南町2丁目7	港南町2丁目17番	1. 25	0. 54	14	13		H23. 4. 19	
9 1	7	急 172	室蘭天神町 2	天神町212番地245番地	0. 05	0.01	1	1		H23. 4. 19	
9 2	Ī	急 174	室蘭天神町 5	天神町212番地	0. 55	0. 23	10	4		H23. 4. 19	
93	7	急 175	室蘭天神町 6	天神町284番地	0. 06	0. 02	1	1		H23. 4. 19	
9 4	7	急 296	室蘭天神町 7	天神町19番	0. 15	0.07	1	0		H23. 4. 19	
9 5	3	急 104	室蘭母恋南町3丁目1	母恋南町3丁目12番	0. 88	0. 26	6	1		H23. 7. 5	
9 6	3	急 105	室蘭母恋南町3丁目2	母恋南町3丁目46番地	0. 04	0.01	3	3		H23. 7. 5	
9 7	3	急 106	室蘭母恋南町3丁目3	母恋南町3丁目17番	0. 42	0.14	7	3		H23. 7. 5	
98	3	急 107	室蘭母恋南町3丁目4	母恋南町 3 丁目 15, 21 番	0. 62	0. 25	17	6		H23. 7. 5	
99	3	急 108	室蘭母恋南町3丁目7	母恋南町3丁目48番地	0. 49	0. 14	7	5		H23. 7. 5	
100	3	急 109	室蘭母恋南町3丁目8	母恋南町3丁目22番、27番	0. 73	0. 26	23	14		H23. 7. 5	
101	3	急 110	室蘭母恋南町3丁目9	母恋南町 3 丁目 25 番, 30 番 2 丁目 53 番, 62 番	1.84	0. 69	29	11		H23. 7. 5	
102	3	急 111	室蘭母恋南町2丁目1	母恋南町2丁目56番	0. 86	0.34	15	5		H23. 7. 5	
103	3	急 112	室蘭母恋南町2丁目2	母恋南町2丁目56番	0. 74	0. 32	10	6		H23. 7. 5	
104	3	急 273	室蘭母恋南町4丁目6	母恋南町4丁目46番	0. 29	0. 10	1	1		H23. 7. 5	
105	3	急 95	室蘭母恋南町5丁目4	母恋南町5丁目5番	0. 51	0. 17	7	7		H24. 6. 15	
106	3	急 94	室蘭母恋南町5丁目3	母恋南町5丁目15番	0. 09	0. 02	4	1		H21. 3. 27	
107	3	急 93	室蘭母恋南町5丁目2	母恋南町5丁目7番、13~16番	0. 71	0. 24	16	10		H21. 3. 27	
108	3	急 92	室蘭母恋南町5丁目1	母恋南町5丁目10番~12番	1. 88	0. 69	31	11		H21. 3. 27	
109	3	急 102	室蘭母恋南町4丁目9	母恋南町4丁目1~3番	0. 96	0. 38	17	6		H21. 3. 27	
110	3	急 274	室蘭母恋南町4丁目8	母恋南町4丁目3番	0. 50	0. 21	2	1		H21. 3. 27	

危険区域の現況											
連番	番図号面	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	指定年月日	
111	3	急 100	室蘭母恋南町 4 丁目 5	母恋南町4丁目4番5番	0. 89	0.41	12	8		H21. 3. 27	
112	3	急 99	室蘭母恋南町 4 丁目 4	母恋南町4丁目5番	0. 51	0.18	10	4		H21. 3. 27	
113	3	急 96	室蘭母恋南町 4 丁目 1	母恋南町5丁目5番 4丁目10番	0. 84	0.36	12	5		H21. 3. 27	
114	1	急 254	室蘭祝津町3丁目3	祝津町3丁目15番	0. 2	0.06	0	0		H24. 11. 2	
115	1	急 243	室蘭祝津町3丁目2	祝津町3丁目16番	0. 61	0.06	0	0		H24. 11. 2	
116	(3)	急 237	室蘭白鳥台 4 丁目	白鳥台4丁目7,8、番地	0. 39	0	0	0		H24. 11. 2	
117	1	急7	室蘭港南町	港南町1丁目20番~29番 小橋内1丁目1~8、20~25	5. 24	0.31	119	8	第 3391 号 S51.10.6	H24. 11. 2	
118	10	急 299	室蘭港北町2丁目2	港北町2丁目334番地	0. 12	0.03	2	2		H24. 11. 2	
119	7	急 177	室蘭水元町 2	水元町 9, 10, 14, 1516, 18 番	1. 21	0.48	2	1		H24. 11. 2	
120	(5)	急 160	室蘭東町 5-1	東町5丁目7,13,14番	2. 02	0. 54	42	3	第 3595 号 S52. 12. 10	H24. 11. 2	
121	4	急 126	室蘭御崎町2丁目3	御崎町2丁目16番	0. 26	0.09	7	3		H24. 11. 2	
122	4	急 125	室蘭御崎町2丁目2	御崎町2丁目17番	0. 74	0. 3	11	4		H24. 11. 2	
123	1	急 19	室蘭小橋内1丁目3	小橋内町1丁目23番	0. 95	0.49	4	2		H24. 11. 2	
124	4	急 142	室蘭大沢町2丁目7	大沢町2丁目21番	0. 11	0.04	0	0		H24. 11. 2	
125	4	急 284	室蘭大沢町2丁目3	大沢町2丁目27番	0. 41	0.16	1	0		H24. 11. 2	
126	2	急 31	室蘭増市町2丁目2	增市町2丁目1番	0. 15	0	5	0		H24. 11. 2	
127	9	急 192	室蘭高平町 6	高平町27番地	0. 2	0. 1	5	0		H24. 11. 2	
128	2	急 40	室蘭西小路・沢町	西小路町 11, 12番 沢町 1 ~3、5~7番 海岸町 3 丁目 12番	2. 4 0. 1	1 0. 0	47 3	21 1	第 980 号 S57. 5. 13	H19. 3. 20	
129	2	急 40	室蘭西小路・沢町 2	西小路町	0. 1	0. 0	3	1		H24. 11. 2	
130	3	急 64	室蘭舟身町2丁目1	舟見町2丁目8番	0. 3	0. 1	4	1		H24. 11. 2	
131	3	急 62	室蘭舟身町 2-2	舟見町2丁目5番	0. 1	0.00	4	1	第 1462 号 S63. 9. 5	H24. 11. 2	
132	1	急 251	室蘭絵鞆町3丁目	絵鞆町3丁目5番	0. 03	0.01	1	0		H25. 1. 11	
133	1	急 14	室蘭港南町2丁目6	港南町2丁目13番	0. 59	0. 22	12	8		H25. 1. 11	
134	1	急 12	室蘭港南町2丁目5	港南町2丁目22番~24番	1. 46	0. 68	36	9		H25. 1. 11	
135	1	急 11	室蘭港南町2丁目4	港南町2丁目24番	0. 2	0.08	6	4		H25. 1. 11	
136	1	急 13	室蘭港南町2丁目	港南町2丁目21番	0. 81	0.14	20	3	第 1994 号 S62. 12. 10	H25. 1. 11	
137	7	急 173	室蘭天神町 4	天神町27番	1. 13	0.08	5	0	第 1517 号 H15. 8. 26	H25. 1. 11	
138	7	急 171	室蘭天神町 1	天神町33番36番	1. 36	0.53	65	9		H25. 1. 11	
139	1	急 244	室蘭増市町1丁目1	増市町1丁目258番地	2. 55	0.73	12	0		H25. 1. 11	
140	1	急 26	室蘭増市町1丁目2	増市町1丁目1, 6番	1. 86	1.32	4	0		H26. 2. 21	
141	910	急 223	室蘭本輪西2丁目2	本輪西町2丁目5番~9番	4. 09	1.6	34	12		H26. 2. 21	
142	2	急 45	室蘭沢町 2	沢町 14番~17番、22番	1. 25	0.42	22	11		H26. 2. 21	
143	3	急 103	室蘭母恋南町 3-3	母恋南町3丁目1,2,5,6,7 2丁目6,9,18,19	4. 36	0. 38	90	9	第 1178 号 S63. 7. 18	H26. 2. 21	
144	3	急 69	室蘭山手町2丁目4	山手町2丁目2番	3. 67	0.80	7	5		H26. 6. 20	
145	6	急 247	室蘭東町3丁目4	東町3丁目18番	1. 39	-	17	-		H27. 3. 27	
146	5	急 157	室蘭東町3丁目3	東町3丁目13番	0. 41	0.12	10	8		H27. 3. 27	
147	5	急 246	室蘭東町3丁目2	東町3丁目13番	0. 45	0.12	2	0		H27. 3. 27	
148	(5)	急 291	室蘭東町3丁目1	東町3丁目11番	0. 35	0.11	5	4		H27. 3. 27	

危険区域の現況											
連番	番図号面	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	指定年月日	
149	(5)	急 156	室蘭東町 3	東町3丁目4番	1. 11	0. 34	11	7	第 561 号 S56. 3. 24	H27. 3. 27	
150	2	急 55	室蘭常盤町 3	常盤町 11 番 12 番	0. 21	0.06	3	3		H27. 3. 27	
151	2	急 53	室蘭常盤町 2	常盤町1番 中央町1丁目3,4番 幕西町3番~6番	2. 67	0. 68	46	23	第 11 号 S61. 1. 6	H27. 3. 27	
152	2	急 54	室蘭常盤町 1	常盤町 11 番	0. 24	0.07	3	2		H27. 3. 27	
153	2	急 56	室蘭常盤町	常盤町 8, 9, 13, 14 番	2. 07	0.66	53	27	第 3959 号 S52.12.10	H27. 3. 27	
154	11)	急 235	室蘭陣屋町3丁目2	陣屋町3丁目18番	0. 25	0	0	0		H28. 3. 29	
155	11)	急 234	室蘭陣屋町3丁目1	陣屋町3丁目14番	0. 53	0. 21	3	1		H28. 3. 29	
156	(5)	急 290	室蘭輪西町3丁目2	輪西町3丁目7番	0. 76	0. 27	2	0		H29. 3. 24	
157	(5)	急 155	室蘭輪西町3丁目1	輪西町3丁目7番	1.44	0. 53	64	33		H29. 3. 24	
158	(5)	急 161	室蘭東町5丁目2	東町5丁目1番	0. 29	0. 10	35	3		H29. 3. 24	
159	(5)	急 159	室蘭東町5丁目1	東町5丁目1番 輪西町3丁目7番	1. 29	0. 53	2	0		H29. 3. 24	
160	(5)	急 158	室蘭東町 5-2	東町5丁目16番29番	0. 41	0. 07	17	5	第 1344 号 S56. 6. 18	H29. 3. 24	
161	4	急 278	室蘭御前水町2丁目8	御前水町2丁目17番	0. 23	0.09	0	0		H29. 3. 24	
162	4	急 277	室蘭御前水町2丁目7	御前水町2丁目3番	0. 25	0.08	0	0		H29. 3. 24	
163	4	急 119	室蘭御前水2丁目5	御前水町2丁目10番	0. 25	0. 10	32	30		H29. 3. 24	
164	3	急 114	室蘭御前水2丁目1	御前水町2丁目18番地	0. 51	0. 02	0	0		H29. 3. 24	
165	4	急 116	室蘭御前水 2	御前水町2丁目20番	0. 35	0.03	14	2	第 980 号 S57. 5. 13	H29. 3. 24	
166	4	急 279	室蘭御前水町1丁目3	御前水町1丁目4番	0. 19	0.05	4	3		H29. 3. 24	
167	4	急 245	室蘭御前水町1丁目2	御前水町1丁目16番17番	0. 33	0.08	10	6		H29. 3. 24	
168	4	急 121	室蘭御前水 1 丁目 1	御前水町1丁目22番	0. 35	-	5	-		H29. 3. 24	
169	4	急 123	室蘭御前水 1-2	御前水町1丁目16番	0. 14	0.04	4	0	第 1307 号 S58. 7. 4	H29. 3. 24	
170	4	急 122	室蘭御前水 1	御前水町1丁目18番	0.08	-	5	-	第 1344 号 S56. 6. 18	H29. 3. 24	
171	4	急 148	室蘭大沢町3丁目9	大沢町3丁目14番	0. 41	0. 15	12	9		H29. 3. 24	
172	4	急 289	室蘭大沢町3丁目8	大沢町3丁目12番	0. 17	0.06	2	2		H29. 3. 24	
173	4	急 147	室蘭大沢町 3 丁目 5	大沢町3丁目8,11番	0. 28	0.12	5	3		H29. 3. 24	
174	4	急 146	室蘭大沢町 3 丁目 4	大沢町3丁目6番	0. 14	0. 03	2	2		H29. 3. 24	
175	4	急 145	室蘭大沢町3丁目3	大沢町3丁目3、4番	0. 43	0. 15	6	3		H29. 3. 24	
176	4	急 149	室蘭大沢町 3 丁目 10	大沢町3丁目14番	0. 23	0. 07	6	5		H29. 3. 24	
177	4	急 143	室蘭大沢町3丁目1	大沢町2丁目22番,3丁目1番	0. 19	0. 05	3	3		H29. 3. 24	
178	4	急 152	室蘭みゆき町1丁目3	みゆき町1丁目11番	0.30	0.08	5	3		H29. 3. 24	
179	4	急 150	室蘭みゆき町1丁目1	みゆき町1丁目7番	0.77	0. 24	5	2		H29. 3. 24	
180	4	急 127	室蘭御崎町2丁目4	御崎町2丁目9番	0. 32	0. 12	4	2		H29. 5. 19	
181	4	急 124	室蘭御崎町2丁目1	御崎町2丁目17番	0. 25	0. 03	0	0		H29. 5. 19	
182	4	急 129	室蘭御崎町 2	御崎町2丁目2番	1. 68	0. 18	7	0	第 1945 号 H1. 12. 28	H29. 5. 19	
183	4	急 288	室蘭大沢町3丁目7	大沢町3丁目13番	0. 16	0. 03	4	0		H29. 5. 19	
184	4	急 287	室蘭大沢町3丁目6	大沢町3丁目10番	0. 12	0. 04	2	1		H29. 5. 19	
185	4	急 286	室蘭大沢町2丁目8	大沢町2丁目24番	0. 03	0. 01	1	1		H29. 5. 19	
186	4	急 285	室蘭大沢町2丁目6	大沢町2丁目30番	0.14	0.03	1	1		H29. 5. 19	

危険区域の現況										
連番	番図号面	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	指定年月日
187	4	急 140	室蘭大沢町2丁目5	大沢町2丁目28番	0. 15	0.04	2	2		H29. 5. 19
188	4	急 139	室蘭大沢町2丁目4	大沢町2丁目27番	1. 19	0. 47	8	8		H29. 5. 19
189	4	急 283	室蘭大沢町2丁目1	大沢町2丁目14番	0. 13	0.04	3	2		H29. 5. 19
190	4	急 282	室蘭大沢町 1 丁目 9	大沢町1丁目24番	0.09	0.04	1	0		H29. 5. 19
191	4	急 315	室蘭大沢町 1 丁目 8	大沢町1丁目25番	0.06	0.02	1	1		H29. 5. 19
192	4	急 137	室蘭大沢町 1 丁目 7	大沢町 1 丁目 25、26 番	0. 27	0. 08	7	6		H29. 5. 19
193	4	急 281	室蘭大沢町 1 丁目 6	大沢町1丁目26番	0. 03	0.01	1	1		H29. 5. 19
194	4	急 134	室蘭大沢町 1 丁目 3	大沢町1丁目15番	0. 17	0.06	4	2		H29. 5. 19
195	4	急 133	室蘭大沢町 1 丁目 2	大沢町1丁目14番~16番	0. 62	0. 19	17	10		H29. 5. 19
196	4	急 130	室蘭大沢町 1 丁目 1	大沢町 1 丁目 1, 2, 5, 6, 7	3. 20	0.73	9	1		H29. 5. 19
197	4	急 132	室蘭大沢町 1-1	大沢町1丁目8~11	1. 99	0. 21	25	5	第 1935 号 S53. 6. 17	H29. 5. 19
198	4	急 131	室蘭大沢町 1	大沢町 1 丁目 2, 3, 4	0. 82	-	11	-	第 112 号 H15. 1. 28	H29. 5. 19
199	10	急 301	室蘭港北町 5 丁目 4	港北町5丁目94番地	0. 11	0.05	1	1		H30. 3. 30
200	10	急 200	室蘭港北町5丁目3	港北町5丁目120番地	0. 34	0.14	5	-		H30. 3. 30
201	10	急 199	室蘭港北町5丁目2	港北町5丁目107番	0. 22	0.06	-	-		H30. 3. 30
202	10	急 198	室蘭港北町5丁目1	港北町5丁目70番地、104番	1. 15	0.49	5	3		H30. 3. 30
203	10	急 197	室蘭港北町4丁目3	港北町4丁目31番	1. 32	0. 53	2	1		H30. 3. 30
204	10	急 196	室蘭港北町 4 丁目 2	港北町4丁目4~7番34番	1. 75	0. 76	16	6		H30. 3. 30
205	10	急 300	室蘭港北町 4 丁目 1	港北町4丁目11番	0. 35	0. 13	3	1		H30. 3. 30
206	9	急 194	室蘭港北町3丁目	港北町3丁目5,6,9,10,11,15,16番	1. 48	0. 54	21	2		H30. 3. 30
207	9	急 193	室蘭港北町3	港北町3丁目3番	4. 24	1.96	18	6	第 1307 号 S58. 7. 4	H30. 3. 30
208	10	急 250	室蘭港北町2丁目1	港北町2丁目324番地	0. 15	0.07	1	1		H30. 3. 30
209	10	急 322	室蘭港北町 1 丁目	港北町2丁目15番	0. 41	0.13	5	0		H30. 3. 30
210	7	急 178	室蘭水元町 3	水元町19番	0. 14	0.04	3	2		H30. 3. 30
211	7	急 295	室蘭天神町 3	天神町212番地	0. 15	0.04	3	3		H30. 3. 30
212	9	急 298	室蘭高平町 5	高平町27番地	0. 44	0.19	1	1		H30. 5. 22
213	7	急 294	室蘭知利別町4丁目2	知利別町4丁目29番	0.08	0.02	2	2		H30. 5. 22
214	7	急 320	室蘭知利別町4丁目1	知利別町4丁目10,11番	0. 50	0.19	0	0		H30. 5. 22
215	7	急 292	室蘭知利別町3丁目2	知利別町3丁目18番	0. 21	0.08	2	1		H30. 5. 22
216	6	急 167	室蘭知利別町 2-2	知利別町2丁目33番	0. 11		2	-	第 1307 号 S58. 7. 4	H30. 5. 22
217	3	急 89	室蘭母恋南町 1	母恋南町1丁目11番	2. 18	0. 97	11	8	第 1344 号 S56. 6. 18	H30. 5. 22
218	3	急 90	室蘭母恋南町	母恋南町1丁目9番10番	0. 98	0. 19	16	3	第 711 号 S45. 3. 31	H30. 5. 22
219	3	急 271	室蘭母恋北町3丁目3	母恋北町3丁目28番地	003	0. 01	1	1		H30. 5. 22
220	4	急 280	室蘭御崎町2丁目5	御崎町2丁目16番	0. 14	0. 05	2	2		H30. 5. 22
221	6	急 248	室蘭寿町3丁目	寿町3丁目25番	0. 25	_	0	_		H30. 5. 22
222	7	急 321	室蘭中島本町3丁目1	中島本町3丁目	0. 92	0. 38	0	0		H30. 5. 22

	危険区域の現況											
連番	番図号面	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	指定年月日		
223	1	急 318	室蘭絵鞆町2丁目2	絵鞆町2丁目11番	1. 06	0. 36	1	0		R1. 8. 30		
224	1	急1	室蘭絵鞆町2丁目1	絵鞆町2丁目10番	0. 15	0. 04	4	0		R1. 8. 30		
225	1	急 2	室蘭祝津町 3 丁目 1	祝津町3丁目3番	5. 68	2. 24	10	2		R1. 8. 30		
226	1	急 5	室蘭祝津町2丁目5	祝津町2丁目5番	1. 95	1. 34	22	7		R1. 8. 30		
227	1	急 253	室蘭祝津町2丁目4	祝津町2丁目6番	0. 36	0. 17	20	9		R1. 8. 30		
228	1	急 4	室蘭祝津町2丁目3	祝津町2丁目6番	0. 56	0. 23	5	5		R1. 8. 30		
229	1	急 252	室蘭祝津町2丁目2	祝津町2丁目25番	0. 26	0. 09	0	0		R1. 8. 30		
230	1	急 242	室蘭祝津町 1 丁目	祝津町1丁目1番	0. 82	0. 37	1	0		R1. 8. 30		
231	12	急 314	室蘭石川町 5	石川町2番地	0. 43	0. 19	2	2		R1. 8. 30		
232	(3)	急 330	室蘭石川町 3	石川町	1. 58	0. 72	0	0		R1. 8. 30		
233	(3)	急 312	室蘭石川町 1	石川町192番地	1. 25	0. 56	1	1		R1. 8. 30		
234	111	急 326	室蘭白鳥台2丁目	白鳥台2丁目1番	0. 68	0. 28	0	0		R1. 8. 30		
235	111	急 238	室蘭白鳥台 1 丁目 1	白鳥台1丁目4番地	0. 40	0. 15	6	0		R1. 8. 30		
236	1	急 17	室蘭港南町2丁目9	港南町2丁目8番	0. 71	0. 19	15	3		R1. 8. 30		
237	1	急 16	室蘭港南町2丁目8	港南町2丁目20番	0. 18	0. 07	3	3		R1. 8. 30		
238	2	急 51	室蘭清水町2丁目4	清水町2丁目4番、5番	1. 00	0. 42	26	10		R1. 8. 30		
239	2	急 47	室蘭清水町 1 丁目	清水町	0. 33	0. 17	0	0		R1. 8. 30		
240	3	急 98	室蘭母恋南町4丁目3	母恋南町4丁目11番	0. 39	0. 17	3	1		R1. 8. 30		
241	3	急 97	室蘭母恋南町 4 丁目 2	母恋南町4丁目12番	1. 16	0. 73	0	0		R1. 8. 30		
242	3	急 319	室蘭母恋南町3丁目6	母恋南町3丁目	1. 33	1. 12	0	0		R1. 8. 30		
243	3	急 276	室蘭母恋南町 3 丁目 5	母恋南町3丁目62番地	0. 73	0. 48	0	0		R1. 8. 30		
244	3	急 113	室蘭母恋南町2丁目4	母恋南町2丁目27番	0. 66	0. 27	15	8		R1. 8. 30		
245	3	急 275	室蘭母恋南町2丁目3	母恋南町2丁目19番	0. 13	-	2	-		R1. 8. 30		
246	3	急 272	室蘭母恋北町1丁目3	母恋北町1丁目12番	0. 09	-	3	_		R1. 8. 30		
247	3	急 79	室蘭母恋北町1丁目1	母恋北町1丁目6番	0. 35	0. 11	14	5		R1. 8. 30		
248	2	急 259	室蘭栄町 1 丁目	栄町1丁目127番	0. 33	0. 13	1	0		R1. 8. 30		
249	2	急 58	室蘭栄町	栄町1丁目9番~13番	1. 02	0. 10	19	0	第 3595 号 S52. 12. 10	R1. 8. 30		
250	6	急 163	室蘭日の出町3丁目3	日の出町3丁目17番	0. 50	0. 19	8	4		R1. 8. 30		
251	6	急 162	室蘭日の出町3丁目2	日の出町3丁目16,17番	0. 53	0. 19	9	4		R1. 8. 30		
252	6	急 249	室蘭日の出町3丁目1	日の出町3丁目5番	1. 61	0. 63	11	11		R1. 8. 30		
253	2	急 57	室蘭幸町	幸町 12、13,14番 本町 7,8番	1. 26	0. 02	7	0	第 43 号 H7. 1. 13	R1. 8. 30		
254	2	急 258	室蘭常盤町 4	清水町2丁目4番 常盤町18番	0. 41	0. 27	0	0		R1. 8. 30		
255	111	急 329	室蘭崎守町 7	崎守町	1. 25	0. 61	0	0		R1. 8. 30		
256	111	急 328	室蘭崎守町 6	崎守町	1. 51	0. 86	0	0		R1. 8. 30		

危険区域の現況											
連番	番図号面	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	指定年月日	
257	11)	急 327	室蘭崎守町 5	崎守町	1.64	0. 95	0	0		R1. 8. 30	
258	12	急 311	室蘭崎守町 4	崎守町381番地	0. 26	0.11	1	0		R1. 8. 30	
259	12	急 241	室蘭崎守町 3	崎守町381番地	1. 51	0. 61	6	4		R1. 8. 30	
260	11)	急 240	室蘭崎守町 2	崎守町99番地	0. 34	0.14	4	1		R1. 8. 30	
261	11)	急 239	室蘭崎守町 1	崎守町74番地	0. 71	0. 31	4	2		R1. 8. 30	
262	2	急 25	室蘭小橋内2丁目4	小橋内町2丁目17番	0. 07	0. 02	2	0		R1. 8. 30	
263	1	急 24	室蘭小橋内2丁目3	小橋内町2丁目8番	0. 68	0. 28	9	3		R1. 8. 30	
264	1	急 256	室蘭小橋内町2丁目2	小橋内町2丁目15番	0. 26	0. 12	4	0		R1. 8. 30	
265	1	急 20	室蘭小橋内2丁目1	小橋内町2丁目1番	1. 62	0. 76	28	9		R1. 8. 30	
266	1	急 21	室蘭小橋内2	西小路町2丁目14番	0. 07	_	4	-	第 1344 号 S56. 6. 18	R1. 8. 30	
267	1	急 22	室蘭小橋内 1 丁目 4	小橋内町1丁目31番	0. 43	0.09	6	3		R1. 8. 30	
268	1	急 255	室蘭小橋内町1丁目2	小橋内町1丁目17番	0. 03	0. 01	2	1		R1. 8. 30	
269	1	急 18	室蘭小橋内 1 丁目 1	小橋内町1丁目9,10,17番	1.42	0. 41	65	29		R1. 8. 30	
270	2	急 27	室蘭增市町2丁目1	增市町2丁目7番	0. 54	0. 20	8	4		R1. 8. 30	
271	1	急 257	室蘭增市町1丁目3	增市町1丁目4番	1. 23	0.46	25	11		R1. 8. 30	
272	3	急 261	室蘭舟見町2丁目3	舟見町2丁目88番	0. 25	0.03	3	0		R2. 12. 4	
273	3	急 260	室蘭舟見町2丁目2	舟見町2丁目89番	0.06	0. 01	1	0		R2. 12. 4	
274	3	急 63	室蘭舟見町	舟見町2丁目8番	0. 74	0. 18	11	0	第 2335 号 S51. 6. 29	R2. 12. 4	
275	2	急 46	室蘭沢町 3	沢町13番、14番	0. 37	0. 15	10	4		R2. 12. 4	
276	2	急 44	室蘭沢町 1	沢町23番24番	0. 65	0. 20	9	3		R2. 12. 4	
277	3	急 262	室蘭山手町3丁目1	山手町1丁目1番、4番	1.08	0. 33	17	1		R2. 12. 4	
278	3	急 70	室蘭山手町3丁目	山手町3丁目10番	0. 43	0. 01	12	0	第 479 号 S57. 3. 23	R2. 12. 4	
279	3	急 263	室蘭山手町1丁目2	山手町1丁目3番	0. 36	0.09	0	0		R2. 12. 4	
280	3	急 71	室蘭山手町 1 丁目 1	山手町1丁目2番	0. 98	0.36	14	13		R2. 12. 4	
281	11)	急 236	室蘭陣屋町4丁目	陣屋町4丁目4,5,7、番地	0. 74	0. 28	3	1		R3. 3. 16	
282	3	急 270	室蘭茶津町 4	茶津町	1. 16	0. 50	0	0		R3. 3. 16	
283	4	急 269	室蘭茶津町 3	茶津町	0. 53	0.19	2	2		R3. 3. 16	
284	3	急 268	室蘭茶津町 2	茶津町	0. 13	0. 05	0	0		R3. 3. 16	
285	34	急 78	室蘭茶津町 1	茶津町	1. 6	0. 53	2	0		R3. 3. 16	
286	2	急 43	室蘭海岸町3	海岸町2丁目3番、5番	1. 05	0. 04	24	0		R3. 3. 16	
287	10	急 201	室蘭本輪西5丁目4	本輪西町5丁目15番	0. 73	0. 26	6	5		R3. 3. 16	
288	10	急 302	室蘭本輪西町5丁目2	本輪西町5丁目40番	0. 12	0. 04	1	1		R3. 3. 16	

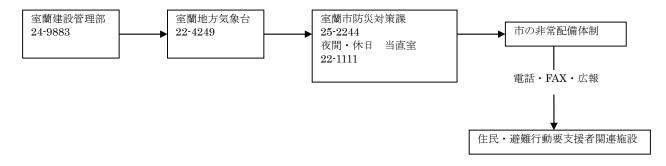
危険区域の現況											
連番	番図号面	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	指定年月日	
289	10	急 210	室蘭本輪西5丁目14	本輪西町5丁目4番	0. 28	0. 08	2	2		R3. 3. 16	
290	10	急 303	室蘭本輪西町5丁目13	本輪西町5丁目3番	0. 19	0.06	1	1		R3. 3. 16	
291	10	急 208	室蘭本輪西5丁目11	本輪西町5丁目8番 幌萌町59番地、104番地、	1. 94	0.77	17	8		R3. 3. 16	
292	10	急 207	室蘭本輪西5丁目10	本輪西町5丁目1,2番	0. 94	0.39	7	4		R3. 3. 16	
293	10	急 316	室蘭本輪西町5丁目1	本輪西町5丁目154番地	0. 18	0.06	1	1		R3. 3. 16	
294	10	急 304	室蘭本輪西町4丁目8	本輪西町4丁目18番	0. 23	0. 04	4	3		R3. 3. 16	
295	10	急 217	室蘭本輪西 4 丁目 7	本輪西町4丁目364番地	0. 26	0.08	2	2		R3. 3. 16	
296	10	急 216	室蘭本輪西 4 丁目 6	本輪西町4丁目19番20番	0. 80	0.30	15	4		R3. 3. 16	
297	10	急 215	室蘭本輪西4丁目5	本輪西町4丁目20番	0. 16	0.06	4	3		R3. 3. 16	
298	10	急 214	室蘭本輪西 4 丁目 4	本輪西町4丁目6番393番地	1. 72	0. 70	32	20		R3. 3. 16	
299	10	急 213	室蘭本輪西4丁目3	本輪西町4丁目11番12番	1. 07	0. 45	14	10		R3. 3. 16	
300	10	急 212	室蘭本輪西 4 丁目 2	本輪西町4丁目10番 幌萌町58番地	2. 37	1.02	21	10		R3. 3. 16	
301	10	急 306	室蘭本輪西町3丁目7	本輪西町3丁目32番	0. 28	0. 12	3	3		R3. 3. 16	
302	10	急 222	室蘭本輪西3丁目6	本輪西町3丁目6番	0. 36	0.11	11	9		R3. 3. 16	
303	10	急 221	室蘭本輪西3丁目5	本輪西町3丁目5,7,8,11,12番	0. 98	0. 18	21	8		R3. 3. 16	
304	10	急 220	室蘭本輪西3丁目4	本輪西町3丁目25番	1. 30	0.57	26	13		R3. 3. 16	
305	10	急 219	室蘭本輪西3丁目3	本輪西町3丁目28番	0. 70	0. 28	11	4		R3. 3. 16	
306	10	急 218	室蘭本輪西3丁目2	本輪西町3丁目250番地	0. 93	0. 32	19	5		R3. 3. 16	
307	10	急 305	室蘭本輪西町3丁目1	本輪西町3丁目250番地	0. 15	0.06	2	1		R3. 3. 16	
308	9	急 308	室蘭本輪西町2丁目3	本輪西町2丁目18番	0. 52	0. 01	0	0		R3. 3. 16	
309	9	急 224	室蘭本輪西 2-4	本輪西町2丁目8,11,12番	1. 56	0. 65	7	3		R3. 3. 16	
310	9	急 226	室蘭本輪西 2-25	本輪西町2丁目1番18番	1. 68	0. 37	8	1	第 561 号 S56. 3. 24	R3. 3. 16	
311	9	急 225	室蘭本輪西 2-2	本輪西町2丁目2番、14番	0. 54	0.08	8	3	第 561 号 S56. 3. 24	R3. 3. 16	
312	3	急 267	室蘭新富町2丁目2	新富町2丁目9番	0. 07	0. 02	1	1		R3. 3. 16	
313	3	急 266	室蘭新富町2丁目1	新富町2丁目9番	0. 08	0. 03	1	1		R3. 3. 16	
314	111	急 309	室蘭幌萌町8	幌萌町240番地	1. 89	0. 17	13	0		R3. 3. 16	
315	10	急 233	室蘭幌萌町 7	幌萌町44番地	0. 16	0. 04	2	2		R3. 3. 16	
316	111	急 232	室蘭幌萌町 6	幌萌町 42, 43 番地	1. 23	0. 5	15	7		R3. 3. 16	
317	111	急 231	室蘭幌萌町 5	幌萌町 17, 34 番地	0. 69	0. 27	6	4		R3. 3. 16	
318	111	急 230	室蘭幌萌町 4	幌萌町15番地	0. 38	0. 13	3	3		R3. 3. 16	
319	111	急 229	室蘭幌萌町 3	幌萌町15番地	0. 22	0. 07	2	2		R3. 3. 16	
320	111	急 228	室蘭幌萌町 2	幌萌町 10, 11 番地	0. 51	0. 02	5	1		R3. 3. 16	
321	10	急 227	室蘭幌萌町 1	幌萌町 59 番地	0. 81	0. 27	8	5		R3. 3. 16	
322	4	急 265	室蘭入江町 3	入江町 1 番地	5. 54	3. 24	3	0		R3. 3. 16	

				危険区域の理	見況					
連番	番図号面	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	指定年月日
323	3	急 264	室蘭入江町 2	入江町12番地	0. 73	0. 41	1	1		R3. 3. 16
324	13)	急 331	室蘭石川町 4	石川町	0. 14	0. 03	0	0		R3. 7. 6
325	13)	急 313	室蘭石川町 2	石川町	1. 67	0. 66	0	0		R3. 7. 6
326	9	急 323	室蘭本輪西町2丁目4	本輪西町2丁目	2. 12	0	0	0		R3. 7. 6
327	11)	急 324	室蘭幌萌町 9	幌萌町	2. 02	1.10	0	0		R3. 7. 6
328	1	急 23	室蘭小橋内1丁目5	小橋内町1丁目12,13番	3. 73	1.02	51	13	第 974 号 H14. 6. 4	R4. 3. 22

(2) その他 災害危険区域現地調査による危険箇所 (1箇所)

Ī					危険区域の)現況					
	連番	図面 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区 域面積 (ha)	特別警戒 区域面積 (ha)	警戒区域 人家数	特別警 戒区人 家数	急傾斜地 指定年月 日	概要
	1	10	急 310	室蘭陣屋町2丁目	陣屋町2丁目12番	0. 53	0.19	1	0		

伝達方法



2. 土石流

(1) 土砂災害防止法に基づく特別警戒区域及び警戒区域の指定を受けた箇所(68箇所)

(令和5年4月1日現在)

											(13 14 0	千4月1	н 96 ш
番	号				f	1	載 の	現	5				
連番	図面 番号	箇所 番号	区域名	水系名	河 川 名	渓 流 名	渓流番号	危険区域 面積 (ha)	特別警戒区域面 積(ha)	警戒区域人家数	特別警戒区人 家数	砂防指定 年月日	指定年月日
1	9	± 36	知利別町	中川	中川	中川	I 33-0460	1.79	0.03	31	1		H21. 3. 27
2	3	± 51	母恋南町	母恋川	母恋川	トッカリショ岬沢川	I 33-0670	1.12	0.04	19	0		H21. 3. 27
3	3	± 52	母恋南町	母恋川	母恋川	ポンチキュウ沢川	I 33-0680	0.99	0.01	21	0		H21. 3. 27
4	3	± 53	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋南町5丁目の沢川	I 33-0700	0.69	0. 001	17	0		H21. 3. 27
5	3	± 54	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋南町1丁目2の沢川	I 33-0710	0.71	0.00	1	0		H21. 3. 24
6	3	± 55	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋南町1丁目1の沢川	I 33-0720	0.28	0.00	0	0		H21. 3. 24
7	3	± 56	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋南町 1 丁目の沢川	I 33-0730	0.87	0.00	0	0		H21. 3. 24
8	2	土 59	緑町	測量川	測量川	測量川	I 33-0780	0.83	0.00	9	0		H21. 6. 9
9	2	土 60	緑町	下港南沢川	下港南沢川 左沢川	下港南沢川左沢川	I 33-0790	0.94	0.00	0	0		H22. 3. 16
1 0	2	± 61	緑町	下港南沢川	下港南沢川 左沢川	下港南沢川右1の沢川	I 33-0800	1.39	0.00	2	0		H22. 3. 16
1 1	2	± 62	緑町	下港南沢川	下港南沢川	下港南沢川右沢川	I 33-0810	0.32	0.01	4	0		H22. 3. 16
1 2	9	± 37	中島町	知利別川	中島川	中島本町2の沢川	I 33-0480	0.92	0.00	27	0		H22. 3. 16
1 3	9	± 38	中島町	知利別川	中島川	中島本町の左沢川	I 33-0490	0.94	0.00	19	0		H22. 3. 16
1 4	9	土 39	中島町	知利別川	中島川	中島本町の沢川	I 33-0500	1.90	0.00	24	0		H22. 3. 16
1 5	10	± 20	港北町	本輪西川	本輪西川	本輪西川 3 号沢川	I 33-0250	2.56	0.29	25	0		H22. 3. 26
1 6	10	± 16	本輪西町	本輪西川	奥輪西1の沢川	奥輪西1の沢川	II 33−0210	0. 23	0.00	0	0		H22. 3. 26
1 7	10	± 15	本輪西町	本輪西川	本輪西川	奥輪西第4沢川	I 33-0200	0.52	0.00	1	0		H22. 3. 26
1 8	9	± 35	高平町	南高平川	南高平川	輪川	I 33-0450	0.84	0.00	0	0		H22. 3. 16
1 9	9	± 34	高平町	南高平川	南高平川	高取町沢川	I I 33−0440	0.60	0.01	6	0		H22. 3. 16
2 0	7	± 42	知利別町	知利別川	知利別川	知利別3丁目沢川	I 33-0540	0. 34	0	3	0		H23. 1. 7
2 1	7	± 43	知利別町	知利別川	知利別川	無名の沢川	I 33-0550	0. 63	0. 00	13	0		H23. 1. 7
2 2	7	± 70	水元町	鷲別川	鷲別川	ミズモト左川	I 33-0950	0. 58	0. 02	2	0		H23. 1. 7
2 3	4	± 48	大沢町	東町川	東町川	大沢の沢川	I 33-0610	0. 47	0	6	0		H23. 4. 19
2 4	1	土 65	港南町	小橋内川	小橋内川	学校の沢川	I 33-0870	0.65	0.00	0	0		H23. 4. 19
2 5	7	± 46	天神町	知利別川	知利別川	天神町1の沢の沢川	I 33-0590	1. 25	0. 02	20	0		H23. 4. 19
2 6	7	± 47	天神町	知利別川	知利別川	天神町2の沢	I 33-0600	0. 70	0. 01	10	0		H23. 4. 19
2 7	3	± 50	母恋南町	母恋川	母恋川	無名川	I 33-0660	1. 73	0	34	0		H23. 7. 5
28	111	±5	陣屋町	ポロペケレオ タ川	ポロペケレオタ 川	陣屋町2丁目の沢川	I 33-0070	0. 69	0. 01	6	0		H24. 11. 2
2 9	6	± 41	中島町	知利別川	中島川	社宅1の沢川	I 33-0520	0. 62	0	58	0		H24. 11. 2
3 0	10	± 22	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川下2の沢川	I 33-0270	0. 37	0	5	0		H24. 11. 2
3 1	2	土 64	增市町	小橋内川	小橋内川	小橋内川 3 号沢川	I 33-0850	0. 05	0. 01	0	0		H24. 11. 2
3 2	2	± 64	増市町,清水町	小橋内川	小橋内川	小橋内川 3 号沢川支川	I 33-0850-1	0. 38	0. 07	0	0		H24. 11. 2
3 3	1	土 66	增市町	小橋内川	小橋内川	小橋内川右3号沢川	I 33-0880	0. 78	0. 09	0	0		H25. 1. 11
3 4	7	土 45	知利別町	知利別川	知利別川	天神町沢川	I 33-0580	2. 12	0	17	0		H25. 1. 11
3 5	2	± 63	増市町	小橋内川	小橋内川	小橋内川 1 号沢川	I 33-0830	0. 74	0	0	0		H26. 2. 21
3 6	11)	±9	陣屋町	ポロペケレオタ 川	ポロペケレオタ 川	ポロペケレオタ川	I 33-0110	1. 16	-	5	-		H28. 3. 29

番	番号 危険区域の現況												
連番	図面番号	箇所 番号	区域名	水系名	河 川 名	渓 流 名	渓流番号	危険区域 面積(ha)	特別警戒区域面 積(ha)	警戒区域人家数	特別警戒区人 家数	砂防指定 年月日	指定年月日
3 7	11)	± 10	陣屋町	ポロペケレオ タ川	ポロペケレオタ 川	陣屋町沢川 1 号川	I 33-0130	3. 75	0. 01	30	0		H28. 3. 29
3 8	4	± 49	大沢町	東町川	東町川	大沢町神社沢川	I 33-0620	5. 35	-	56	-		H29. 3. 24
3 9	10	± 27	港北町	本輪西川	恋い隠し川	ヤムクシナイ川	I 33-0340	0. 42	-	0	_		H30. 3. 30
4 0	7	± 71	水元町	鷲別川	鷲別川	ミズモト沢川	I 33-0960	3. 63	-	296	_		H30. 3. 30
4 1	10	± 26	港北町	本輪西川	コイカクシ川	コイカクシ川左4の沢	ш 33−0330	1. 02	_	3	_		H30. 3. 30
4 2	10	± 33	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川右4の沢川	I 33-0400	3. 65	-	80	_		H30. 3. 30
4 3	10	± 31	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川右3の沢川	I 33-0380	2. 92	-	64	-		H30. 3. 30
4 4	10	± 30	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川右2の沢川	I 33-0370	1. 91	-	15	-		H30. 3. 30
4 5	10	± 28	港北町	本輪西川	コイカクシ川	コイカクシ川右 1 の沢	п 33-0350	1. 87	-	18	-		H30. 3. 30
4 6	10	± 21	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川下1の沢川	I 33-0260	3. 62	-	64	-		H30. 3. 30
4 7	10	± 24	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川3の沢川	I 33-0310	2. 51	_	28	_		H30. 3. 30
4 8	10	± 29	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ2の沢川	I 33-0360	3. 13	-	56		第 1386 号 H3. 7. 18	H30. 3. 30
4 9	10	± 23	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ川1の沢川	I 33-0280	4. 28	-	78	-		H30. 3. 30
5 0	10	± 25	港北町	本輪西川	コイカクシ川	コイカクシ3の沢川	I I 33−0320	2. 07	-	13	-		H30. 3. 30
5 1	10	± 32	港北町	本輪西川	恋い隠し川	コイカクシ1の沢川	I 33-0390	4. 24	-	92	-		H30. 3. 30
5 2	8	± 73	水元町	鷲別川	鷲別川	奧鷲別川	I 33-0980	3. 61	-	261	-	第 1340 号 H1. 7. 25	H30. 3. 30
5 3	7	± 72	水元町	鷲別川	ミズモト沢川	大学の沢川	I 33-0970	4. 81	-	279	-		H30. 3. 30
5 4	7	± 44	知利別町	知利別川	知利別川	知利別4丁目の沢川	I 33-0570	3. 07	-	24	-		H30. 5. 22
5 5	3	± 57	母恋南町	母恋川	母恋川	母恋川	I 33-0740	0. 35	0.00	2	0		H30. 5. 22
5 6	9	± 40	中島町	知利別川	中島川	中島沢川	I 33-0510	4. 74	-	187	-		H30. 5. 22
5 7	1	± 68	祝津町	トモエ川	トモエ川	トモエ川	I 33-0910	0. 77	0. 01	1	0		R1. 8. 30
5 8	1	± 67	祝津町	祝津町1丁目 の沢川	祝津町1丁目 の沢川	祝津町1丁目の沢川	I 33-0900	0. 44	0. 01	4	0		R1. 8. 30
5 9	3	± 69	舟見町	追直沢川	追直沢川	追直沢川	I 33-0930	0. 97	0. 01	14	0		R2. 12. 4
6 0	14)	±3	香川町	チマイベツ川	ペトトル川	上香川	I 33-0040	3. 39	-	2	-		R3. 1. 29
6 1	14)	±1	香川町	チマイベツ川	チマイベツ川	チマイベツ2の沢川	п 33-0020	9. 49	-	1	-		R3. 1. 29
6 2	14)	± 2	石川町	チマイベツ川	ペトトル2の沢 川	ペトトル左川	п 33-0030	4. 29	-	1	-		R3. 1. 29
63	4	± 58	茶津町	工場川	工場川	茶津の沢川	I 33-0760	0. 43	0. 00	0	0		R3. 3. 16
6 4	10	± 13	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川中の沢川	I 33-0180	0. 28	-	7	-		R3. 3. 16
6 5	10	± 17	本輪西町	本輪西川	ヤムクシナイ川	本輪西川5丁目沢	п 33-0220	1. 30	0. 00	13	0		R3. 3. 16
6 6	10	± 18	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川 4 号沢川	I 33-0230	0. 57	0. 00	4	0		R3. 3. 16
6 7	10	± 19	本輪西町	本輪西川	本輪西川	本輪西川	I 33-0240	3. 95	0. 00	33			R3. 3. 16
6 8	11)	± 11	幌萌町	日石沢川	日石沢川	日石沢川	I 33-0140	1. 50	-	10	_		R3. 3. 16

(2) その他 災害危険区域現地調査による危険箇所(3箇所)

番	号				fi	5 険 区 域	, o	現 沥					摘要
連番	図面 番号	箇所 番号	区域名	水系名	河 川 名	渓 流 名	渓流番号	危険区域 面積(ha)	特別警戒区域面 積(ha)	警戒区域人家数	特別警戒区人 家数	砂防指定 年月日	
1	1	± 6	陣屋町	ポロペケレオタ 川	ポロペケレオタ 川	陣屋町沢川3号沢川	I 33-0080	1.04	-	6	-		
2	111	± 7	陣屋町	ポロペケレオタ 川	ポロペケレオタ 川	陣屋町2丁目右の沢川	п 33-0090	1.58	0. 01	11	0		
3	111	± 8	陣屋町	ポロペケレオタ 川	ポロペケレオタ 川	陣屋町5丁目沢川	I I 33−0100	1.83	-	13	-		

7-4 急傾斜地崩壊危険指定区域

	図面	個所				道告示	
N o	番号	番号	区域名	地区	指定年月日	指定番号	面積
1	3	急傾 1	母恋南町	母恋南町 1 丁目 114	S45. 3. 31	第711号	1.90 h a
2	4	急傾 2	御崎町	御崎町2丁目28	S47. 1. 31	第 284 号	1.56 h a
3	2	急傾 3	西小路町	西小路町 47 海岸町 3 丁目 109	S47. 1. 31	第 284 号	3.67 h a
4	2	急傾 4	西小路町(その 2)	同上の拡大	S58. 7. 4	第 1307 号	0.072 h a
5	2	急傾 5	西小路町 (その3)	同上の拡大	H10. 9. 18	第 1617 号	0. 53 h a
6	4	急傾 6	輸西町	みゆき町1丁目 239 大沢町2丁目 238 輪西町1丁目 197	S47. 1. 31	第 284 号	2. 86 h a
7	3	急傾 7	舟見町	舟見町2丁目86	S51. 6. 29	第 2335 号	0.57 h a
8	1	急傾 8	港南町	港南町1丁目255 小橋内町1丁目35	S51. 10. 6	第 3391 号	5. 44 h a
9	1	急傾 9	港南町 (その2)	同上の拡大	S61. 1. 6	第11号	0.346 h a
10	2	急傾 10	栄町	栄町1丁目129	S52. 12. 10	第 3595 号	0. 459 h a
11	2	急傾 11	栄町 (その2)	同上の拡大	S57. 5. 3	第 980 号	0. 098 h a
12	2	急傾 12	常盤町	常盤町 119	S52. 12. 10	第 3595 号	0. 918 h a
13	5	急傾 13	東町5丁目1	東町 5 丁目 284	S52. 12. 10	第 3595 号	2. 165 h a
14	3	急傾 14	舟見町2丁目	舟見町2丁目96 山手町2丁目96 栄町2丁目96	S53. 6. 17	第 1935 号	2. 73 h a
15	4	急傾 15	大沢町1丁目1	大沢町 1 丁目 223	S53. 6. 17	第 1935 号	0. 96 h a
16	4	急傾 16	大沢町1丁目1(その2)	同上の拡大	S61. 1. 6	第11号	0. 607 h a
17	4	急傾 17	大沢町2丁目	大沢町 2 丁目 232	S53 6. 17	第 1935 号	0. 49 h a
18	1	急傾 18	港南町1丁目	港南町 1 丁目 148	S55. 5. 6	第 1212 号	0. 564 h a
19	2	急傾 19	海岸町	海岸町2丁目29	S55. 5. 6	第 1212 号	0. 629 h a
20	2	急傾 20	緑町 3	緑町 7	S57. 7. 15	第 1827 号	1. 376 h a
21	2	急傾 21	幕西町	幕西町 69 海岸町 2 丁目 89	S57. 7. 15	第 1827 号	1.111 h a
22	2	急傾 22	輸西町1丁目	輸西町 1 丁目 209	S57. 7. 15	第 1827 号	1. 445 h a
23	4	急傾 23	輸西町1丁目 (その2)	同上の拡大	S60. 3. 4	第 302 号	0. 357 h a
24	2	急傾 24	舟見町1丁目	舟見町1丁目130	S56. 3. 24	第 561 号	0. 424 h a
25	5	急傾 25	東町3丁目	東町3丁目4	S56. 3. 24	第 561 号	0.346 h a
26	8	急傾 26	本輪西町2丁目(1)	本輪西町 2 丁目 226	S56. 3. 24	第 561 号	0. 467 h a
27	8	急傾 27	本輪西町2丁目(2)	本輪西町2丁目235	S56. 3. 24	第 561 号	0. 298 h a
28	1	急傾 28	小橋内町2丁目	小橋内町2丁目19	S56. 6. 18	第 1344 号	0.061 h a
29	1	急傾 29	緑町 4	緑町 2~8	S56. 6. 18	第 1344 号	0. 197 h a
30	3	急傾 30	母恋北町2丁目	母恋北町 2 丁目 66-35	S56. 6. 18	第 1344 号	0.056 h a
31	3	急傾 31	母恋北町2丁目2	母恋北町2丁目68-57 図面なし	S57. 3. 23	第 479 号	0. 213 h a
32	3	急傾 32	母恋北町2丁目2(その2)	同上の拡大	НЗ. З. 4	第 295 号	0. 245 h a
33	3	急傾 33	母恋北町3丁目	母恋北町3丁目 28-68 1の沢	S56. 6. 18	第 1344 号	1. 05 h a

7-4 急傾斜地崩壊危険指定区域

N o	図面番号	個所 番号	区域名	地区	指定年月日	道告示 指定番号	面積
34	3	急傾 34	母恋南町1丁目	母恋南町1丁目32-553	S56. 6. 18	第 1344 号	0. 154 h a
35	4	急傾 35	御前水町1丁目	御前水町1丁目13	S56. 6. 18	第 1344 号	0. 092 h a
36	5	急傾 36	東町5丁目2	東町 5 丁目 284	S56. 6. 18	第 1344 号	0. 271 h a
37	8	急傾 37	中島本町1丁目	中島本町1丁目5	S56. 6. 18	第 1344 号	0. 372 h a
38	3	急傾 38	山手町2丁目	山手町2丁目9	S57. 3. 23	第 479 号	0.416 h a
39	3	急傾 39	山手町3丁目	山手町3丁目10	S57. 3. 23	第 479 号	0.503 h a
40	3	急傾 40	新富町1丁目	新富町1丁目2-224	S57. 3. 23	第 479 号	0. 225 h a
41	3	急傾 41	新富町1丁目(その2)	同上の拡大	S60. 3. 4	第 302 号	0.005 h a
42	2	急傾 42	西小路町	西小路町 20	S57. 5. 13	第 980 号	0. 440 h a
43	2	急傾 43	沢町	沢町 34	S57. 5. 13	第 980 号	0. 203 h a
44	3	急傾 44	御前水町2丁目	御前水町2丁目19	S57. 5. 13	第 980 号	0. 239 h a
45	6	急傾 45	知利別町2丁目1	知利別町 2 丁目 85	S58. 7. 4	第 1307 号	0. 229 h a
46	4	急傾 46	御前水町1丁目2	御前水町1丁目13	S58. 7. 4	第 1307 号	0.110 h a
47	8	急傾 47	港北町3丁目	港北町3丁目35	S58. 7. 4	第 1307 号	1. 003 h a
48	2	急傾 48	常盤町2	常盤町13 幕西町118 中央町1丁目50	S61. 1. 6	第11号	1. 449 h a
49	2	急傾 49	緑町 (1)	緑町 72	S62. 12. 10	第 1994 号	0. 301 h a
50	1	急傾 50	港南町2丁目	港南町2丁目8	S62. 12. 10	第 1994 号	0. 248 h a
51	3	急傾 51	母恋南町 3 丁目	母恋南町 3 丁目 41	S63. 7. 18	第 1178 号	0.814 h a
52	3	急傾 52	舟見町2丁目(2)	舟見町2丁目79	S63. 9. 5	第 1462 号	0. 465 h a
53	2	急傾 53	海岸町 3	海岸町2丁目53	H1. 12. 28	第 1945 号	0. 420 h a
54	6	急傾 54	中島本町3丁目2	中島本町 3 丁目 79	H1. 12. 28	第 1945 号	1. 483 h a
55	4	急傾 55	御崎町2丁目	御崎町2丁目 96	H1. 12. 28	第 1945 号	0. 436 h a
56	3	急傾 56	新富町1丁目1	新富町1丁目2	НЗ. З. 4	第 295 号	0.994 h a
57	8	急傾 57	本輪西町2丁目4	本輪西町2丁目235 中幌萌	НЗ. 10. 4	第 1549 号	0. 126 h a
58	2	急傾 58	大沢町1丁目2	大沢町 1 丁目 218	H4. 5. 12	第711号	0.144 h a
59	2	急傾 59	幸町	幸町123 本町1丁目27	H7. 1. 13	第 43 号	0.811 h a
60	2	急傾 60	幸町	同上の拡大	H11.1.8	第 89 号	0. 199 h a
61	2	急傾 61	海岸町 2		H12. 12. 22	第 2067 号	0.80 h a
62	1	急傾 62	小橋内町1丁目5	小橋内町1丁目 224番	H14. 6. 4	第 974 号	2. 20 h a
63	4	急傾 63	大沢町1丁目	大沢町1丁目20	H15. 1. 28	第 112 号	3. 00 h a
64	7	急傾 64	天神町 4	天神町 271	H15. 8. 26	第 1517 号	0.75 h a
65	3	急傾 65	母恋南町 3-3	母恋南町 3 丁目 46	H17. 12. 9	第 909 号	1. 02ha
66	2	急傾 66	西小路町 2	西小路町 38-1、緑町 97-14	H21. 3. 14	第 585 号	2. 041ha
67	1	急傾 67	小橋内1丁目5 (その2)	小橋内 1 丁目 224	H21. 3. 31	第 237 号	0. 066ha

7-4 急傾斜地崩壊危険指定区域

Νο	図面 番号	個所 番号	区域名	地区	指定年月日	道告示 指定番号	面積
68	9	急傾 68	港北町2丁目3 港北町2丁目357		H21. 8. 11	第 575 号	0.591ha
69	3	急傾 69	母恋北町3丁目3			告示なし	
70	3	急傾 70	母恋北町3丁目(その2)	母恋北町 2 丁目 68-123	H22. 7. 16	第 558 号	0. 124ha
71	3	急傾 71	母恋北町3丁目その2	母恋北町 2 丁目 68-150	H22. 7. 16	第 558 号	1. 238ha
72	7	急傾 72	中島本町 3-2 (その 2)	中島本町3丁目4	H23. 8. 5	第 519 号	1, 406ha

7-5 山地災害危険指定区域

(1) 山腹崩壊危険地区

	, , ,,,,,,					
NO	図面	字名	危険地区名			
	番号					
1	3	陣屋町3丁目	室蘭市-山-001			
2	3	陣屋町3丁目	室蘭市-山-002			
3	3	陣屋町3丁目	室蘭市-山-003			
4	3	陣屋町3丁目	室蘭市-山-004			
5	3	陣屋町4丁目	室蘭市-山-005			
6	3	陣屋町2丁目	室蘭市-山-006			
7	3	陣屋町2丁目	室蘭市-山-007			
8	3	陣屋町2丁目	室蘭市-山-008			
9	3	陣屋町2丁目	室蘭市-山-009			
10	3	陣屋町2丁目	室蘭市-山-010			
11	3	陣屋町5丁目	室蘭市-山-011			
12	3	陣屋町5丁目	室蘭市-山-012			
13	3	幌萌町	室蘭市-山-013			
14	3	幌萌町	室蘭市-山-014			
15	3	幌萌町	室蘭市-山-015			
16	3	幌萌町	室蘭市-山-016			
17	3	幌萌町	室蘭市-山-017			
18	3	陣屋町4丁目	室蘭市-山-018			
19	10	母恋北町3丁目	室蘭市-山-019			
20	7	港南町2丁目	室蘭市-山-020			
21	7	港南町2丁目	室蘭市-山-021			
22	6	知利別町1丁目	室蘭市-山-022			
23	6	知利別町1丁目	室蘭市-山-023			
24	6	知利別町1丁目	室蘭市-山-024			
25	6	知利別町1丁目	室蘭市-山-025			
26	6	知利別町2丁目	室蘭市-山-026			
27	6	知利別町2丁目	室蘭市-山-027			
28	6	知利別町2丁目	室蘭市-山-028			
29	6	知利別町2丁目	室蘭市-山-029			
30	6	知利別町3丁目	室蘭市-山-030			
31	6	知利別町3丁目	室蘭市-山-031			
32	2	崎守町	室蘭市-山-032			
33	2	崎守町	室蘭市-山-033			
34	2	崎守町	室蘭市-山-034			
35	2	崎守町	室蘭市-山-035			

	NO	図面	字名	危険地区名
		番号		
	36	2	崎守町	室蘭市-山-036
	37	2	崎守町	室蘭市-山-037
	38	2	崎守町	室蘭市-山-038
	39	2	石川町	室蘭市-山-039
	40	2	崎守町	室蘭市-山-040
	41	6	知利別2丁目	室蘭市-山-041
	42	1	石川町	室蘭市-山-042
	43	1	石川町	室蘭市-山-043
	44	1	香川町	室蘭市-山-044
	45	1	香川町	室蘭市-山-045
	46	1	香川町	室蘭市-山-046
	47	2	石川町	室蘭市-山-047
	48	1	香川町	室蘭市-山-048
	49	1	香川町	室蘭市-山-049
	50	5	港北町3丁目	室蘭市-山-050
	51	5	港北町3丁目	室蘭市-山-051
	52	5	港北町3丁目	室蘭市-山-052
	53	5	港北町3丁目	室蘭市-山-053
	54	5	港北町3丁目	室蘭市-山-054
	55	5	港北町4丁目	室蘭市-山-055
	56	5	港北町4丁目	室蘭市-山-056
	57	5	港北町4丁目	室蘭市-山-057
	58	5	港北町4丁目	室蘭市-山-058
	59	5	港北町4丁目	室蘭市-山-059
	60	5	港北町4丁目	室蘭市-山-060
	61	10	御前水2丁目	室蘭市-山-061
	62	9	新富町1丁目	室蘭市-山-062
	63	9	新富町1丁目	室蘭市-山-063
	64	9	新富町1丁目	室蘭市-山-064
	65	9	新富町1丁目	室蘭市-山-065
	66	9	新富町1丁目	室蘭市-山-066
j	67	9	新富町1丁目	室蘭市-山-067
ĺ	68	9	母恋北町2丁目	室蘭市-山-068
ĺ	69	9	母恋北町2丁目	室蘭市-山-069
	70	9	母恋北町 3 丁目	室蘭市-山-070

7-5 山地災害危険指定区域

(1) 山腹崩壊危険地区

NO	図面	字名	危険地区名
	番号		
71	9	母恋北町3丁目	室蘭市-山-071
72	9	母恋北町3丁目	室蘭市-山-072
73	10	母恋南町1丁目	室蘭市-山-073
74	10	母恋南町1丁目	室蘭市-山-074
75	10	母恋北町3丁目	室蘭市-山-075
76	8	御崎町2丁目	室蘭市-山-076
77	8	大沢町1丁目	室蘭市-山-077
78	8	大沢町1丁目	室蘭市-山-078
79	8	大沢町1丁目	室蘭市-山-079
80	8	大沢町1丁目	室蘭市-山-080
81	8	大沢町1丁目	室蘭市-山-081
82	8	大沢町1丁目	室蘭市-山-082
83	8	大沢町2丁目	室蘭市-山-083
84	8	大沢町2丁目	室蘭市-山-084
85	8	大沢町2丁目	室蘭市-山-085
86	8	大沢町1丁目	室蘭市-山-086
87	7	絵鞆町4丁目	室蘭市-山-087
88	7	小橋内町1丁目	室蘭市-山-088
89	7	小橋内町1丁目	室蘭市-山-089
90	7	小橋内町1丁目	室蘭市-山-090
91	9	山手町1丁目	室蘭市-山-091
92	9	山手町1丁目	室蘭市-山-092
93	9	山手町1丁目	室蘭市-山-093
94	7	祝津町3丁目	室蘭市-山-094
95	7	祝津町3丁目	室蘭市-山-095
96	7	祝津町3丁目	室蘭市-山-096
97	7	祝津町3丁目	室蘭市-山-097
98	7	祝津町3丁目	室蘭市-山-098
99	7	港南町2丁目	室蘭市-山-099
100	7	絵鞆町3丁目	室蘭市-山-100
101	7	小橋内町1丁目	室蘭市-山-101
102	7	小橋内町1丁目	室蘭市-山-102
103	9	清水町1丁目	室蘭市-山-103
104	9	清水町1丁目	室蘭市-山-104
105	9	清水町1丁目	室蘭市-山-105

NO	図面	字名	危険地区名
110	番号	1.40	
106	7	清水町1丁目	室蘭市-山-106
107	7	清水町1丁目	室蘭市-山-107
108	7	緑町	室蘭市-山-108
109	7	緑町	室蘭市-山-109
110	7	小橋内町2丁目	室蘭市-山-110
111	7	祝津町2丁目	室蘭市-山-111
112	7	祝津町2丁目	室蘭市-山-112
113	7	祝津町2丁目	室蘭市-山-113
114	7	祝津町2丁目	室蘭市-山-114
115	7	祝津町2丁目	室蘭市-山-115
116	7	祝津町2丁目	室蘭市-山-116
117	7	祝津町2丁目	室蘭市-山-117
118	7	祝津町2丁目	室蘭市-山-118
119	7	祝津町2丁目	室蘭市-山-119
120	7	祝津町2丁目	室蘭市-山-120
121	7	港南町1丁目	室蘭市-山-121
122	7	港南町1丁目	室蘭市-山-122
123	7	港南町1丁目	室蘭市-山-123
124	7	港南町1丁目	室蘭市-山-124
125	7	港南町1丁目	室蘭市-山-125
126	7	港南町2丁目	室蘭市-山-126
127	7	港南町2丁目	室蘭市-山-127
128	7	港南町2丁目	室蘭市-山-128
129	10	母恋南町4丁目	室蘭市-山-129
130	10	茶津町	室蘭市-山-130
131	10	新富町1丁目	室蘭市-山-131
132	5	高平町	室蘭市-山-132
133	5	本輪西町3丁目	室蘭市-山-133
134	7	絵鞆町4丁目	室蘭市-山-134
135	7	絵鞆町4丁目	室蘭市-山-135
136	10	母恋南町 3 丁目	室蘭市-山-136
137	9	入江町	室蘭市-山-137
138	9	入江町	室蘭市-山-138
139	9	山手町2丁目	室蘭市-山-139
140	9	清水町2丁目	室蘭市-山-140

7-5 山地災害危険指定区域

(1) 山腹崩壊危険地区

NO	図面	字名	危険地区名
	番号		
141	6	知利別町2丁目	室蘭市-山-141
142	5	幌萌町	室蘭市-山-142
143	5	高平町	室蘭市-山-143
144	1	石川町	室蘭市-山-144
145	5	高平町	室蘭市-山-145
146	10	母恋南町4丁目	室蘭市-山-146
147	10	母恋南町1丁目	室蘭市-山-147
148	10	母恋南町3丁目	室蘭市-山-148
149	7	増市町1丁目	室蘭市-山-149
150	10	御前水2丁目	室蘭市-山-150

NO	図面	字名	危険地区名
	番号		
151	10	母恋南町1丁目	室蘭市-山-151
152	8	大沢町1丁目	室蘭市-山-152
153	7	港南町2丁目	室蘭市-山-153
154	7	祝津町3丁目	室蘭市-山-154
155	7	緑町	室蘭市-山-155
156	7	小橋内1丁目	室蘭市-山-156
157	2	陣屋町2丁目	室蘭市-山-157
158	9	茶津町	室蘭市-山-158
159	5	高平町	室蘭市-山-159

(2) 崩壊土砂流出危険地区

NO	図面	字名	危険地区名
	番号		
1	3	幌萌町	室蘭市-崩-001
2	6	知利別町3丁目	室蘭市-崩-002
3	10	母恋南町4丁目	室蘭市-崩-003
4	1	石川町	室蘭市-崩-004
5	1	香川町	室蘭市-崩-005
6	10	母恋南町5丁目	室蘭市-崩-006
7	9	母恋北町2丁目	室蘭市-崩-007

7-6 その他警戒が必要な箇所

1. 市内において現地調査・パトロール等により警戒が必要な箇所

(平成25年4月1日現在)

	- I			ſ	 危険区域の現況	
連番	番図号面	区分	箇所 番号	箇所名	所在地	警戒区域面積 (ha)
1	1	がけ 崩れ	他急1	新富町2丁目16	新富町2丁目16-10	1.13
		·				

伝達方法



7-7 要配慮者利用施設一覧表

(1)社会福祉施設

					津	波			洪 水			土砂災害		
施設種別					津波災害	警戒区域		洪水浸水	(想定区域		想定	土砂災害警戒区域等		
		番号	施設名称	所在地		基準水位	水防法の指定有り		その他	浸水深 [m]	***	- 特別		
					警戒区域	[m] (最大) ※1	知利別川	鷲別川	- ・チマイへ*ツ ・・ヘ°トトル川	本輪西川コイカクシ川	(最大) ※2	警戒区域 (イエロー)	警戒区域 (レッド)	災害種別
	日中活動	1	ハッピーワーク室蘭	祝津町1-124-21	0	3.3			1110011	4187771			<u> </u> 	
	系サービ ス	2	就労継続支援B型 来夢	輪西町1-36-9	0	3.5			1				 	
		3	障がい者自立支援事 業所エスポワール	東町1-5-21	0	2.4							 	
		4	生活介護事業所 ひまわり	寿町1-1-9	0	2.8			1				î - - -	
		5	ゴチャマーゼ	中島町1-8-5 プレアディス中島5F	•	4.0	•				1.85		1 	
		6	就労支援センター JOBスタ	中島町1-23-24 A・H・Sビル2F	•	2.6	•		!		1.34		 	
		7	就労支援事業所 テオトル	港北町4-26-19 岡アパートB棟1F		1 1						0	 	土石流
障害福	居住系 サービス	8	グループホーム 夢来人	輪西町2-3-17	0	3.5							 	
祉系	放課後等 デイサー	9	放課後等デイサービス ほくと	日の出町1-21-1	0	1.0			1				1 	
	ビス	10	放課後等デイサービス ほたて	崎守町381-21	0	0.7			1			0	0	急傾斜地 の崩壊
		11	放課後デイサービスクルハウス	知利別町2-22-64	1	1			-			0	1 1 1	急傾斜地 の崩壊
		12	放課後デイサービスすてら	中島町3-10-10	0	2.8			-				: !	
		13	放課後デイサービスりんくむろらん	宮の森町3-11-18	0	2.7							! ! !	
	地域生活 支援事業	14	室蘭市相談支援 センター らん	中央町2-7-13 室蘭中央町 米塚ビル4F	•	3.0							! ! !	& STAILS.
	又恢争未	15	日中一時支援事業所「にこにこ」	母恋南町5-5-39		1			1			0	0	急傾斜地 の崩壊
		16	室蘭市障害者福祉センター(ぴあ216)	東町2-1-6	0	4.0	-	 	1		0.32		 	A MANUE
	保育所	17	ひかりの森幼保園	港南町2-4-13		1			-			0	 	急傾斜地 の崩壊
		18	常盤保育所	栄町2-6-16	0	3.0			-				i !	急傾斜地
		19	日鋼記念病院保育所「ぷぷにえ」			1			1			0	1	の崩壊
		20	室蘭はだしっこ 共同子供園	輪西町2−5−1 ぷらっと・てついち内		2.8			-				! !	
		21		輪西町1-29-5 森整骨院2F	0	3.4			<u>i</u>				!	
		22	上田病院託児所 大川原脳神経外科病	寿町2-16-1 上田マンション1F	0	2.9			<u> </u>				1	
		23	院保育所	寿町1-10-1	0	3.5			-				! ! !	
		24	東町保育所認定こども園	寿町1-11-5	0	2.9			-		1.10		 	
		25 26	室蘭めばえ幼稚園	知利別町2-15-15 中島町3-6-13	0	3.0	0		-		1.12 確認中		1 1 1	
児童		27	月風	中島町3-32-15	0	2.8	0				0.95		1 	
系		28	室蘭くじらのうた保育園		0	2.6	_		1		0.50		 	
		29	中島保育所	中島本町2-5-3	0	1.9	_				0.35		 	
	7 * PF	30	子育て支援センター	栄町2-6-16 常盤保育所内	0	3.0							1 1 1	
	子育で関 連施設	31	らんらん 児童養護施設 わかすぎ学園	母恋南町5-5-39	 	1 1			1			0	0	急傾斜地 の崩壊
		32	プル 9 さ 子園 障害児入所施設 室蘭言泉学園	母恋南町5-5-39		1 1 1			1			0	0	の朋塚 急傾斜地 の崩壊
		33		東町4-20-6 保健センター3F	•	5.5		 				1	! ! !	の朋域
		34	子育て世代包括支援センターここらん	東町4-20-6 保健センター5F	•	5.5			!				! ! !	
		35	北海道室蘭児童相談所	寿町1-6-12	0	3.7							! !	
	児童館	36	地球岬スクール児童館	母恋北町2-12-8 地球岬小学校1F		1						0	1 1 1	急傾斜地 の崩壊
		37	海陽スクール児童館	東町3-18-1 海陽小学校1F	0	4.8							i 	
	通所介護	38	勤医協むろらん デイサービス	輪西町2−3−17	0	3.3							1 1 1	
		39	きたえる~む室蘭輪 西	輪西町2-8-13	0	3.6							1	
介護		40	デイサービスセンター かがやき	東町4-20-8	0	5.6							1	
系		41	ツクイ東室蘭	寿町1-7-12	0	3.2							 	
		42	ジャパンケア室蘭	寿町2-8-16	0	2.6							l 	

					津	波			洪 水				土砂災	Ė	
	施設種別					津波災害	警戒区域		洪水浸水	〈想定区域		想定	土和	沙災害警戒	区域等
ħ			番号	施設名称	所在地	警戒区域	基準水位 [m]	水防	法の指定	2有り	その他	浸水深 [m] (最大)	警戒区域	特別 警戒区域	災害種別
						言成色块	(最大) ※1	知利別川	鷲別川	チマイヘ*ツ ・ヘ°トトルノリ	本輪西川 コイカクシ川	×2	(イエロー)	(レッド)	Xuem
		通所リハ	43	老人保健施設母恋	新富町1-5-13		1						0	0	急傾斜地 の崩壊
		ビリテー ション	44	医療法人社団上田病 院通所リハビリテー ションなごみ	東町2-24-6	0	3.9	1		1				 	
		特定施設	45	有料老人ホーム チエロ	中島町1-8-5 プレアディス中島2~4F	0	4.0	•				1.85		 	
		福祉施設	46	特別養護老人ホーム 白鳥ハイツ	白鳥台4-8-1		1	!		-			0	 	急傾斜地 の崩壊
		認知症対	47	グループホーム あさひの家室蘭	緑町3-6	0	4.1	1					0	 	急傾斜地 の崩壊
		応型共同 生活介護 (グルー プホー	48	グループホーム やちよ	大沢町2-26-15		 	1		-			0	 	急傾斜地 の崩壊
			49	グループホーム 輪西	みゆき町1-7-9	0	2.5							 	
		<u>ل</u> م)	50	グループホーム グッド・ケア東町	東町3-21-3	0	5.1							1 	
社	介護		51	グループホーム たんとん	日の出町2-2-26	0	2.0							 	
社会福祉施設			52	グループホーム ゆうゆう	日の出町2-2-27	0	2.0							1	
祉施	系		53	グループホームニチ イケアセンター室蘭	中島町3-19-5	0	2.6	- :				0.50		 	
故			54	グループホーム「和」 みずもと	水元町53-12		1		0			0.5~3.0		 	
			55	グループホーム タンポポ	石川町202-1		1			0		0.5~3.0		 	
		小規模 多機能型	56	デイホームやちよ	大沢町2-26-4		 	1		1			0	0	急傾斜地 の崩壊
		居宅介護	57	小多機癒庵	東町3-21-3	0	5.1	1		1				 	
		地域密着 型通所介	58	はるはる	築地町89-107	0	3.5							 	
		護 (地域密	59	らいふてらす室蘭武 揚	栄町2-6-43	0	3.0							1	
		着型デイ サービス)	60	しらかば	大沢町2-26-6		i i			i			0	 	急傾斜地 の崩壊
		看護小規 模多機能 型居宅介 護	61	看護小規模多機能型 居宅介護 つむぎ	室蘭市東町5-3-5 東室蘭サテライトクリ ニック3F	•	5.1	1							
		<u> </u>		<u> </u>	合計	4	15	<u> </u>	12		0			15	<u> </u>

※)複数の事業を行っている事業所はいずれか1つの事業で整理

(※1) 基準水位 : 津波浸水想定の水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位

津波から避難する上での必要な高さの目安となる

(※2) 想定浸水深: 洪水により浸水が想定される際の水深

凡例

0•-	各ハザ-	ード区域内にある施設(津波、洪水、土砂災害)
	0	想定される浸水深 > フロア高
	•	想定される浸水深 く フロア高
	_	想定される浸水深 < 床下(基礎高)

(2) 医療施設

					津波 洪水							土砂災害	
					津波災害	津波災害警戒区域		洪水浸水想定区域				土砂災害警戒区域等	
F	也設種別	番号	施設名称	所在地		- - 基準水位 [m]	水防	法の指定	有り	その他	浸水深 [m] (最大)	警戒区域 特別 警戒区域 (イエロー)	
					警戒区域	學 (是大)	知利別川	鷲別川	チマイへ*ツ ・ヘ°トトルノリ	本輪西川コイカクシ川	※2	(イエロー) 警戒区均	災害種別
	病院	1	上田病院	東町2-24-6	0	3.6							
		2	大川原病院	寿町1-10-1	0	3.5			! !				
医		3	製鉄記念室蘭病院	知利別町1-45	0	1.0	0		i ! !		0.71		
医療施		4	三村病院	中島町3-32-15	0	2.8	0		1 1 1		0.95		
設	診療所	5	澤崎眼科	海岸町1-1-4 有床診療所	0	4.1			1			1	
		6	東室蘭サテライト クリニック	東町5-3-5 人工透析を行う施設	0	5.1			! !				
		7	サテライトクリニック 知利別	知利別町1-8-1 人工透析を行う施設	0	1.9	0		1 1 1		0.80		
	施設数合計			,	7		3		0		0		

(※1) 基準水位 : 津波浸水想定の水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位

津波から避難する上での必要な高さの目安となる

(※2) 想定浸水深: 洪水により浸水が想定される際の水深

凡例

00-	各ハザ-	ード区域内にある施設(津波、洪水、土砂災害)
	0	想定される浸水深 > フロア高
	•	想定される浸水深 < フロア高
	_	想定される浸水深 < 床下(基礎高)

(3) 学校施設

			津	波			洪水			土砂災害				
l					津波災害警戒区域		洪水浸水想定区域				想定	土砂災害警戒区域等		
施	設種別	番号	施設名称	所在地	警戒区域	基準水位 [m]	水防	法の指定	有り	その他	浸水深 [m] (最大)	警戒区域	特別	災害種別
					善批区项	(最大) ※1	知利別川	鷲別川	チマイへ [*] ツ ・ヘ [°] トトルノリ	本輪西川 コイカクシ川	*2	(イエロー) 言葉	警戒区域	灭击梩別
		1	むろらんようちえん	御前水町2-16-2								0		急傾斜地 の崩壊
	幼稚園	2	室蘭美園幼稚園	東町1-20-23	0	4.4			! !					
		3	室蘭中島幼稚園	中島本町1-8-5	0	1.1			i ! !					
	小学校	4	地球岬小学校	母恋北町2-12-8		1 1 1			1 1 1			0		急傾斜地 の崩壊
	小子紋	5	海陽小学校	東町3-18-1	0	4.8								
学 校		6	室蘭西中学校	山手町2-10-1								0		急傾斜地 の崩壊
	中学校	7	星蘭中学校	母恋南町1-32-22		 			i ! !			0	0	急傾斜地 の崩壊
	甲子校	8	翔陽中学校	東町5-11-1	0	5.9			1 1 1 1					
		9	桜蘭中学校	知利別町1-11-30			0				1.49	0	0	急傾斜地 の崩壊
	高等学校	10	室蘭栄高校	東町3-29-5	0	3.6								
	養護学校	11	室蘭聾学校	水元町56-24				_	i I I		0.5未満	0		土石流
	施設数合計			5		2		0		6				

(※1) 基準水位 : 津波浸水想定の水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位

津波から避難する上での必要な高さの目安となる

(※2) 想定浸水深: 洪水により浸水が想定される際の水深

ノ し19リ			
0-	各ハザ-	ード区域内にある施設(津波、洪水、土砂災害)	
	0	想定される浸水深 > フロア高	
	•	想定される浸水深 く フロア高	
	_	想定される浸水深 < 床下(基礎高)	

発生年	三月日 (西暦)	種別	被害状況
平成2年	8月15日	大雨	総雨量 79 mm 石垣崩壊 1 件
(1990)	9月18日	大雨	総雨量 65 mm 土砂崩れ 2 件
	11月4日	強風	最大瞬間風速 27.7m/s
			住家被害 12 件、非住家被害 3 件
	11月10日	強風	最大瞬間風速 33.6m/s
			負傷者1名、家屋一部損壊8件、塀被害1件
	11月30日	強風	台風 28 号から変わった低気圧 最大瞬間風速 28.6m/s
	~12月1日		家屋一部損壊 27 戸、車両損傷 1 台、農業被害 5 件、非住家被害
			5件、街路灯被害1件、市施設被害2件
平成3年	2月16日~17日	強風	低気圧 最大瞬間風速 25.5m/s
(1991)			漁船沈没1隻、海岸侵食1箇所
	9月21日~22日	大雨	総雨量 71 mm
			床下浸水 28 件、床上浸水 23 件、商工被害 22 件、
			土砂崩れ2件、道路通行止め1路線、土砂埋没1河川
	9月27日~28日	台風	台風 19 号 最大瞬間風速 24.9m/s
			土砂崩れ1箇所、倒木3箇所
	10月27日~28日	強風	最大瞬間風速 25.5m/s
			家屋一部損壊2戸
平成5年	1月28日~29日	強風	低気圧 最大瞬間風速 27m/s
(1993)			土砂崩れ1件、家屋一部損壊4戸、教育施設被害1件
	6月3日~4日	強風	低気圧 最大瞬間風速 25.4m/s
			負傷者 1 名、家屋一部損壊 10 戸、倒木等 55 本
	7月30日	大雨	台風 6 号から変わった低気圧 総雨量 89.5 mm
	~8月1日		家屋一部損壊1戸、土砂崩れ3件
	9月4日	強風	温帯低気圧 最大瞬間風速 25.8m/s
			家屋一部損壊6件、教育施設被害1件
	10月24日	強風	低気圧 最大瞬間風速 29.5m/s
	~25 日		家屋一部損壊2戸、倒木1件
	11月1日	強風	低気圧 最大瞬間風速 27. 2m/s 家屋一部損壊 3 戸
	11月14日	強風	低気圧 最大瞬間風速 29.6m/s 家屋一部損壊 6 戸、非住家被
			害 2 件
	12月17日	強風	低気圧 最大瞬間風速 31.1m/s 家屋一部損壊 3戸

発生年	発生年月日 (西暦)		被害状況
平成6年	2月22日	強風	低気圧 最大瞬間風速 33.1m/s
(1994)			負傷者 4 名、住家被害 80 件、非住家被害 15 件、農業被害 8 件、
			水産被害1件、商業被害14件、公立学校被害2件、都市施設被
			害 5 件、被害総額 43,690 千円
	7月8日~10日	大雨	総雨量 116.8 mm
			床下浸水1戸、がけ崩れ3件、石垣崩壊2件、落石1件
	9月23日	強風	最大瞬間風速 22.8m/s
			家屋一部損壊4戸、車両損傷2台、港湾施設被害1件
	9月25日	大雨	総雨量 67.5 mm 土砂崩れ 2 件
	9月29日~30日	台風	台風 26 号 最大瞬間風速 29.5m/s 総雨量 59 mm
			住家被害 47 件、非住家被害 11 件、土木被害 17 件、衛生被害 1
			件、商工被害7件、公立文教被害10件、都市施設被害30件、
			被害金額 55,741 千円
	10月13日	強風	最大瞬間風速 28.3m/s 街路樹倒木 31 本
平成7年	8月29日	大雨	総雨量 66.5 mm 8月の総雨量 372 mm
(1995)			がけ崩れ1件、車両損傷2台、上水道被害1件、下水道被害1
			件、非住家被害1件
	10月25日	強風	最大瞬間風速 24.1m/s 家屋一部損壊 2 戸
	11月8日~9日	暴風雪	低気圧 最大風速 23.5m/s 最大瞬間風速 33.6m/s
			住家被害 17 件、非住家被害 7 件、農業被害 11 件、土木(港湾)
			被害 4 件、水産被害 1 件、商工被害 3 件、公立学校被害 10 件、
			上水道被害1件、社会教育施設2件、公園倒木8件、街路樹倒木
			8件、市施設被害2件、被害金額21,839千円
平成8年	1月9日	強風	最大瞬間風速 31.8m/s 家屋一部損壊 1 戸
(1996)	8月15日	台風	台風 12 号 総雨量 109 mm
			家屋一部損壊1戸、石垣崩壊1件
	8月23日	大雨	総雨量 75.5 mm
			床上浸水2戸、がけ崩れ1件 船舶損傷4隻
	12月6日	暴風雪	最大瞬間風速 32.1m/s
			住家被害2件、非住家被害1件、社会教育施設1件、公立文教施
			設1件
平成9年	6月10日	大雨	総雨量 59 ㎜ 石垣崩壊 1 件、車両損傷 1 台
(1997)	8月9日~13日	大雨	総雨量 280.5 mm(7~13 日) 土砂崩れ 3 件

発生年月日 (西暦)		種別	被害状況
平成 10 年	7月8日	大雨	総雨量 71.5 mm がけ崩れ 2 件、避難勧告 3 世帯 8 名
(1998)	8月16日	大雨	総雨量 141.0 mm
			土木被害8件、林業被害2件、都市施設2件、避難勧告3世帯7
			名、被害金額 66,380 千円
	9月16日	台風	台風 5 号 総雨量 129.5 mm 最大瞬間風速 29.0m/s
			家屋一部損壞3戸、公立学校被害2件、倒木47本
	9月23日	台風	台風 7 号 総雨量 78.0 mm がけ崩れ 1 件
	10月1日	強風	低気圧 最大瞬間風速 25.9m/s
			家屋一部損壊6戸、公立学校被害1件、倒木8件20本
	10月18日	台風	台風 10 号 総雨量 68.5 mm 最大瞬間風速 26.5 m/s
			家屋一部損壊2戸、がけ崩れ1件
	10月20日	強風	低気圧 最大瞬間風速 26.0m/s 公立学校被害 1 件
	12月17日	暴風雪	最大瞬間風速 30.6m/s
			重傷者1名、家屋一部損壊1戸
平成 11 年	2月27日~28日	暴風雪	最大瞬間風速 31.9m/s 家屋一部損壊 2 戸
(1999)	3月5日~6日	暴風雪	最大瞬間風速 31.5m/s
			家屋一部損壞3戸、商工被害1件
	3月22日	暴風雪	最大瞬間風速 26.5m/s 家屋一部損壊 6 戸
	5月17日	大雨	総雨量 54.5 mm 擁壁倒壊 1 件
	7月13日~14日	大雨	総雨量 125.5 mm
			床下浸水1戸、土木被害7件、林業被害1件、都市施設被害1件、
			被害金額 73,200 千円、警戒本部設置
	9月25日	台風	台風 18 号 最大瞬間風速 33.2m/s
			家屋一部損壞2戸、土木被害1件、商工被害2件、倒木64本、
			街路灯被害 1 件、被害金額 3,540 千円
	10月3日	強風	低気圧 最大瞬間風速 33.2m/s
			家屋一部損壊2戸、倒木22本
平成 12 年	9月12日	大雨	総雨量 116.5 mm(9 日~12 日) 時間雨量 40.5 mm
(2000)			土砂崩れ11件、地下室浸水1件
	10月1日	大雨	総雨量 11.5 mm
			床上浸水1戸、床下浸水2戸、土木被害8件
			被害金額 28,000 千円
	12月24日	強風	最大瞬間風速 33.1m/s
			家屋一部損壞 4 戸、非住家被害 2 件

発生年	発生年月日 (西暦)		被害状況
平成 13 年	2月2日	強風	最大瞬間風速 36.4m/s 家屋一部損壊 3 戸
(2001)	8月27日	大雨	総雨量 100 mm(26 日~27 日)
			土砂崩れ1件、自主避難2戸3名
	9月10日~12日	大雨	台風 15 号 総雨量 159 mm
			土砂崩れ3件、道路法面崩壊2件、
			被害金額 12,660 千円、警戒本部設置
	12月14日~16日	強風	最大瞬間風速 30.3m/s 家屋一部損壊 5 戸
	12月30日~31日	暴風雪	最大瞬間風速 32.1m/s 家屋一部損壊 3 戸
平成 14 年	1月20日~21日	強風	低気圧 最大瞬間風速 27.8m/s
(2002)			家屋一部損壞7戸、道路被害1件
	10月1日~2日	台風	台風 21 号 総雨量 144 mm (9/28~10/2)
			最大瞬間風速 26.1m/s
			がけ崩れ1件、家屋一部損壊5件、港湾施設被害1件、工場一部
			損壊1件、倒木2本
	10月22日	強風	最大瞬間風速 31.4m/s 家屋一部損壊 2 戸
	10月26日	強風	最大瞬間風速 28.9m/s 家屋一部損壊 1 戸
	11月2日	強風	最大瞬間風速 26.0m/s 家屋一部損壊 2 戸
	11月18日	強風	最大瞬間風速 25.4m/s 家屋一部損壊 1 戸
平成 15 年	1月27日~28日	強風	低気圧 最大瞬間風速 31.2m/s 家屋一部損壊 2 戸
(2003)	9月14日	台風	台風 14 号 最大瞬間風速 30.6m/s
			家屋一部損壞8戸、商工被害2件、倒木6件10本
	11月22日	強風	低気圧 最大瞬間風速 32.7m/s 家屋一部損壊 2 戸
平成 16 年	1月14日	強風	最大瞬間風速 28.6m/s 家屋一部損壊 7 戸
(2004)	6月21日~22日	台風	台風 6 号 最大瞬間風速 26.1m/s 家屋一部損壊 2 戸
	8月19日~20日	台風	台風 15 号 最大瞬間風速 29.4m/s 倒木 24 本
	8月30日~31日	台風	台風 16 号 最大瞬間風速 32.1m/s
			家屋一部損壊7戸、商工被害2件、倒木9本、土木被害1件、農
			業被害 2 件
	9月8日	台風	台風 18 号 最大瞬間風速 45.7m/s
			住家被害87件、非住家被害5件、土木被害(港湾)1件、商工
			被害2件、公立学校被害6件、社会教育施設被害4件、社会福祉
			施設 4 件、被害金額 46,400 千円
			災害対策本部設置

発生年	月日 (西暦)	種別	被害状況
平成 16 年	11月27日	強風	最大瞬間風速 39.7m/s
(2004)			家屋一部損壊 12 戸、港湾被害 2 件、漁港被害 2 件
	12月20日	強風	最大瞬間風速 30.3m/s 家屋一部損壊 3 戸
平成 17 年	2月24日	大雪	積雪深 42cm 死者 1 名
(2005)	5月19日	強風	最大瞬間風速 29.1m/s
			家屋一部損壊6戸、倒木2本、がけ崩れ1件、被害金額23,298
			千円
	7月10日~11日	大雨	総雨量 95 mm (9 日~11 日)
			家屋半壊1戸、家屋一部損壊1戸、石垣崩壊2件、土砂崩れ2
			件、被害金額 4,977 千円
	9月8日	台風	台風 14 号 総雨量 67 mm 最大瞬間風速 26.2m/s
			家屋一部損壊3戸、河川被害1件、倒木1本
			被害金額 1,211 千円
	11月28日~29日	強風	低気圧 最大瞬間風速 32.5m/s
			家屋一部損壞7戸、農業被害1件、道路被害1件、公園被害3
			件、商工被害1件、社会教育施設1件、街路灯倒壊1件、倒木1
			本、被害金額 1,061 千円
	12月12日~20日	大雪	12月17日 降雪量17cm、積雪深24cm
			軽傷者3名、農業被害1件
平成 18 年	1月3日	大雪	1月14日 降雪量9cm、積雪深29cm
(2006)	~2月17日		重傷者3名、軽傷者6名、家屋一部損壊2戸、雪崩1件
	3月20日	強風	最大瞬間風速 25.2m/s 家屋一部損壊 1 戸
	4月20日	強風、大	低気圧 最大瞬間風速 30.6m/s
		雨	家屋一部損壊3戸、石積崩壊1件
	5月28日	強風	最大瞬間風速 28.5m/s 家屋一部損壊 1 戸
	9月18日~20日	台風	台風 13 号 最大瞬間風速 28.8m/s
			家屋一部損壊7戸、倒木1本
	9月30日	大雨	1 時間雨量 24.5 mm
			土砂崩れ1件、道路冠水1件
	11月7日	強風	最大瞬間風速 32.4m/s
			家屋一部損壊6戸、商工被害1件、倒木1本
	11月12日	強風	最大瞬間風速 21.3m/s 家屋一部損壊 1 戸
	11月22日	強風	最大瞬間風速 30.5m/s 家屋一部損壊 2 戸、塀被害 1 件

8-1 平成2年(1990)以降の風水害被害状況

発生年	発生年月日 (西暦)		被害状況
平成 19 年	1月9日	強風	最大瞬間風速 21.2m/s 公立学校被害 1 件
(2007)	2月14日	強風	最大瞬間風速 29.3m/s 家屋一部損壊 4 戸
	5月25日~26日	強風	最大瞬間風速 29.2m/s
			家屋一部損壞8戸、落石1件
	9月7日	台風	台風 9 号 最大瞬間風速 30.3m/s
			重傷者 1 名、自主避難 6 世帯 12 名、住家被害 20 件、非住家被
			害 3 件、商工被害 5 件、公立学校被害 12 件、公園被害 3 件、街
			路樹被害4件、街路灯被害1件、その他倒木4件、被害金額2,774
			千円
	10月4日	大雨	総雨量 33 mm、時間雨量 19.5 mm
			土砂崩れ1件、道路冠水2件、鉄道冠水1件、落雷被害1件、家
			屋一部損壊1戸
	10月21日	強風	最大瞬間風速 23.1m/s
			家屋一部損壊 1 戸
	12月29日	強風	最大瞬間風速 29.3m/s
			住家被害 26 件、非住家被害 14 件
平成 20 年	1月23日~24日	強風	大雪警報発表 日積雪量 19cm 最大瞬間風速 23.2m/s
(2008)		落雷	落雷による風車破損 小中学校臨時休校
	5月20日	大雨	総雨量 44mm 最大瞬間風速 24.8m/s 擁壁損壊 1 戸
	7月23日	大雨	日降水量 129mm 総雨量 164mm
			床下浸水 15 棟、床上浸水 20 棟、非住家被害 2 件、商業被害 75
			件、道路法面崩れ4件、鉄道施設被害1件、土砂崩れ10件
			災害警戒本部設置
	8月3日	大雨	日降水量 80mm
			住家被害1件、石垣崩れ1件
	8月29日	大雨	総雨量 77 mm、1 時間雨量 38.5 mm
			床下浸水 1 棟、商業被害 1 件、鉄道施設被害 2 件
	11月4日	強風	最大瞬間風速 25.1m/s
			家屋一部損壊1件
	11月8日	強風	最大瞬間風速 27.3m/s
			住家被害4件、非住家被害1件、公園倒木被害1件、中学校施設
			被害1件、
平成 21 年	3月6日	強風	最大瞬間風速 28.6m/s 住家被害 11 件、非住家被害 1 件
(2009)	3月14日	強風	最大瞬間風速 28.7m/s 住家被害 3 件、非住家被害 2 件
	12月5日	強風	最大瞬間風速 16.9m/s 住家被害 3 件、街路灯被害 1 件

8-1 平成2年(1990)以降の風水害被害状況

発生年	月日 (西暦)	種別	被害状況
平成 22 年	1月1日~2日	強風	最大瞬間風速 29.2m/s 住家被害 4 件、道路(倒木)1 件、
(2010)			道路(標識)1件、商業被害2件
	3月21日	強風	最大瞬間風速 29.6m/s 住家被害 6 件、非住家 2 件、
			道路(標識)1件、商業(看板)3件
	4月14日	強風	最大瞬間風速 27.2m/s 住家被害 7 件、非住家 1 件
	8月11日	大雨	24 時間降水量 182.5mm 総雨量 202mm
			床下浸水 11 棟、床上浸 26 棟、非住家浸水 8 件、商業浸水 60 件、
			河川被害 3 件、道路被害 4 件、マンホール市内各所、土砂崩れ 16 件
			母恋東町通線通行止め実施
			避難勧告5世帯9名
			自主避難 14 名
			避難勧告
			災害警戒本部設置
	11月10日	強風	最大瞬間風速 30.2m/s 住家被害 7 件、非住家 3 件、
			道路(倒木)1件、街路灯1件、商工被害5件、公立文教被害1
			件、社会教育施設被害 1 件
	12月3日	強風	最大瞬間風速 27.8m/s 住家被害 9 件、港湾被害 1 件、
T-1 00 F	* F 0 F	74 🖾	街路灯1件、商工被害2件、都市施設被害2件
平成 23 年	5月2日	強風	最大瞬間風速 28.1m/s 住家被害 12 件、非住家 2 件、
(2011)			公園(倒木)4件、道路(倒木)2件、街路灯1件、商工被害4件、公立文教被害2件、北電柱支柱倒壊1件、都市施設(標識)
			1件、公立又教被告2件、礼电性文性阅读1件、郁印施放(棕櫚)
	12月3日	強風	最大瞬間風速 22.7m/s 住家被害 3 件、商工被害 1 件
	12月23日	強風	最大瞬間風速 30.6m/s 住家被害 8 件、非住家 2 件、商工被害
			3件、公立文教被害1件
平成 24 年	2月28日	雪	降り始め 25 日 10:00~26 日 14:00 までの降雪量 24 c m
(2012)			住家被害1件、非住家1件、
	4月4日	強風	最大瞬間風速 27.8m/s 住家被害 1 件、非住家 1 件
	5月4日	大雨	1 日降水量 128.5mm 24 時間降水量 133.5mm
			土砂崩れ 3 件
	10月21日	強風	最大瞬間風速 25.8m/s 住家被害 2 件
	10月28日	強風	最大瞬間風速 26.2m/s 道路被害(街路灯)4件
	11月1日	大雨	3 時間降水量 39.0mm 土砂崩れ1件、落雷による停電 65 戸
	11月27日	強風	最大瞬間風速 39.7m (11月1位) 停電 市内最大 30,000 戸 (27
			日) 家屋被害 151 件、公共施設被害 48 件、市営住宅 63 件 倒
			木 1,246 本、断水 50 戸、48 世帯 101 名(27 日 21:00 ピーク時)
			【災害対策本部設置】
			【災害救助法適用】*冬季の大規模停電の影響による適用

発生年月日 (西暦)		種別	被害状況
平成 25 年	11月25日	強風	最大瞬間風速 23.7m/s 商業被害 2 件
(2013)			
平成 26 年	8月10日	台風	最大瞬間風速 26.6m/s 道路被害(街路灯)1 件
(2014)	12月16日~17日	暴風雪	最大瞬間風速 26.0m/s 住家被害 9 件 非住家 4 件 倒木 1 件
	1月7日	暴風雪	最大瞬間風速 32.2m/s 住家 1 件 非住家 4 件 停電 133 戸
平成 27 年	3月10日~11日	暴風	最大瞬間風速 26.2m/s 住家被害 6 件 非住家 12 件 倒木 2 件
(2015)		暴風雪	
	10月1日~2日	暴風	最大瞬間風速 28.9m/s 住家被害 4 件 非住家 5 件
		暴風雪	
平成 28 年	2月29日	暴風雪	最大瞬間風速 34.3m/s 住家被害 53 件 公共施設 7 件
(2016)	~3月1日		電柱倒壊 4 本 停電最大 708 戸
	8月30日~31日	台風	最大瞬間風速 32.7m/s 住家全壊 5 件 半壊 6 件
			土木被害 276 件 水産被害 9 件 商工被害 45 件
			公共施設 33 件
			【災害対策本部設置】【被災者生活再建支援金制度】
平成 29 年	7月22日	大雨	1 時間降水量 48.0mm (7 月 2 位)
(2017)			10 分間降水量 14.5mm (7 月 2 位)
			床上浸水6棟、床下浸水5棟
			【災害対策本部設置】
	9月17日~19日	台風	台風第 18 号 最大風速 20.6 % 最大瞬間風速 28.0 %
			停電 市内最大 1,100 戸 (9月 18日)
			土砂災害警戒情報発表 【災害対策本部設置】
平成 30 年	3月1日~2日	暴風雪	最大風速 20.1 % 最大瞬間風速 31.7 %
(2018)			停電 市内最大 250 戸
			【災害対策本部設置】
	9月4日~5日	台風	台風第 21 号 瞬間最大風速 33.9 % 最大風速 19.7 %
			【災害対策本部設置】

8-2 海上災害被害状況

発生年月日	種別	被害状況
昭和 40 年(1965)	タンカー火	タンカー「ヘイムバード号 (58,260DWT)」爆発炎上
5月23日~6月19	災事故	綱取船「興隆丸(7.16GT)」全焼沈没
日		死者 10 人、重傷者 3 人、軽傷者 7 人
		住民避難 約230人
		臨時休校 陣屋、本輪西、高平小学校、港北中学校
		国鉄室蘭本線東室蘭駅〜黄金駅間、国道 37 号通行止め
		港内船舶の退去、入港の禁止
		5月23日10:00~5月31日 室蘭市タンカー火災災害
		対策本部設置
		損害額 約22億5千万円
平成5年 (1993)	タンカー爆	タンカー「英晴丸」551T (日石 H-1 桟橋)
1月13日	発炎上事故	死者3人、負傷者4人
		ナフサ積出作業中、機関室爆発
平成9年 (1997)	海上油流出	6月12日 苫小牧沖貨物船衝突による海上油流出
6月12日	事故	沈没船積載量 A 重油 10kl C 重油 18kl 他 1.2kl
		6月18日 回収作業 作業員171人回収量約3トン
		6月13日~9月3日 警戒本部設置
		応急対策費用 約30万円